

可視化への道 可視化からの道

- イギリスの取調べ、その進化を見る -

イギリス取調べの可視化事情 視察報告書

(調査期間 2010年11月22日～26日)



JFBA 日本弁護士連合会

2011年6月

目 次

はじめに	3
視察報告	6
メトロポリタン・ポリス・アカデミー	6
レイ・ブル教授(レスター大学)	26
サセックス警察署	40
アンソニー・エドワーズ弁護士(ソリシター)	56
エド・ケープ教授(西イングランド大学ブリストル・ロー・スクール)	67
(資料)	
資料1 ミルバーン警部補とレイ・ブル教授に示した東署事件取調べ(英訳)	80
資料2-1 レイ・ブル教授に分析を依頼した「足利事件1992年12月8日の森川検察官による菅家さんに対する取調べ」反訳	81
資料2-2 足利事件1992年12月8日取調べの英訳	88
資料3-1 サセックス警察で視聴した録画取調べの反訳抄本(英文)	96
資料3-2 サセックス警察で視聴した録画取調べの反訳抄本(和訳)	101
資料4 弁護人ノート	162
参考文献	169

(表紙写真)

イギリス近代警察の創始者ロバート・ピール(1788-1850)像
(メトロポリタン・ポリス・アカデミー)

(裏表紙写真)

サセックス警察署

はじめに

1 調査の目的など

2010年11月下旬、日弁連取調べの可視化実現本部等の弁護士8名は、イギリスの取調べ可視化の実情と捜査機関の取調べの技術の進化について調査を行った。

イギリスでは1984年に警察刑事証拠法（PACE）が成立し、その試行を経たうえで、取調べの録音が義務づけられた。その後、イギリスの取調べの可視化は香港、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ等英連邦系の国や地域に拡大するとともに、大陸諸国（イタリア、フランスなど）とともに、台湾、韓国等アジア諸国の可視化にも影響を与えた。2002年、可視化実現本部の委員である小坂井久、秋田真志弁護士を中心に研究者（渡辺修・山田直子）も加えた視察団がイギリスを訪問し、その結果は、渡辺修ら編『取調べ可視化一密室への挑戦・イギリスの取調べ録音・録画に学ぶ』（成文堂2004年）に収録されている。

今回の視察は、その後のイギリスの実情・経緯を知りたいとの動機によって行われた。その調査対象は録音・録画の機能の実態や具体的なやり方・問題点というよりは、どちらかといえば、PACE以降取調べの技術がどのように変化したのかが中心であり、そのことに録音・録画の実施はどのような関わりを持つのかという点となった。とはいえ、現在なお日本の警察関係者から「イギリスの警察は実は取調べ録音を導入したのは大失敗だったと考えている」などという指摘があり、その真偽を確かめるという目的があったことも事実である。

2 視察日程

2010年11月22日 午前10時～午後1時 / 23日 午前10時～午後1時

Metropolitan Police Training School at Hendon Crime Academy 視察

2003年開設。警察官のトレーニング施設。

被疑者取調べを含む70のコースがあり、年間7000名の警察官が受講する。

マネージャーのロジャー・ミルバーン氏（Roger Milburn）とアシスタントのワトソン巡査部長から話を聞いた。

1980年代後半～90年代初めまで、学者の研究でイギリスの警察の取調べに全くスキルがないことが指摘され、改善の方策の検討に録音・録画が役立った。

模擬取調べ室を見学し、トレーニングのDVDを10枚数枚いただいた。

23日 午後2時～午後5時

East Londonのソリシター^{*1}、アンソニー・エドワーズ氏（Anthony Edwards）訪問

同氏は、38年の刑事弁護歴を持つベテラン・ソリシターである。同氏がパートナーを務める事務所は約100人のソリシターの半分が刑事担当で、24年間の当番弁護士体制も個別の弁護士に無理がかかるない体制で行っているという。

*1 イギリスでは、弁護士制度は、主に法廷外の活動を行うソリシターと主に法廷活動を行うバリスターに分かれる。捜査段階で被疑者にアドバイスをしたり取調べに立ち会うのは、ソリシターの役割である。本報告においてイギリスの弁護士に言及する場合、特に断らない限り、ソリシターを指す。

ただ、政府の司法扶助関係予算が 25%カットとなる予定で、当番弁護士関係は入札制になるとのことでの業務運営に危機感を持っていた。

しかし、同氏の刑事弁護にかける情熱は強く、1994 年の黙秘権行使に対する不利益推認など、弁護活動には全く影響がないと言い切っていた。

24日 午前10時30分～午後1時

ブリストル大学のエド・ケープ教授 (Ed Cape) 訪問

2002 年の視察の際にも、刑事弁護活動について貴重な意見をうかがっている。教授は、欧州連合と欧州人権裁判所の被疑者の弁護を受ける権利に関する最近の動きとともに、当番弁護士制度が現在かかえている問題を解説された。後者について教授は、2 年程前に導入された CDS ダイレクトという制度—あまり重大でない事件に関して当番弁護士の指名もできず（イギリスは取調べの立会いなどの場合指名可能）、電話のみの相談しか受けられない—やソリシター以外にテストに合格した代理人の接見・立会いを弁護士会が認めたことについて、批判的な意見を述べられた。

なお、取調べの録音については、カーディフ 3 というえん罪事件で一審の裁判官は録音テープを聞こうとしなかったが、控訴審でこれを聞いた結果、有罪判決が覆った例が紹介された。

また、不利益推認については、弁護人のスキルアップにつながったのは間違いないが、若い弁護人はどの段階でどの程度の証拠開示があれば、例えば黙秘を解くようにアドバイスするかなど悩んでいるのも事実であるという。

さらに、実証的な研究はないが、可視化によって虚偽自白は随分減少したと言うべきであるとの指摘もあった。

25日 正午～午後3時

レスター大学のレイ・ブル教授 (Ray Bull) 面談

教授は警察官の経歴を持つ研究者であり情報収集型取調べモデル PACE の開発で著名である。現在も警察から取調べについてアドバイスを求められているという。

PACE に基づく取調べについて、具体的な事例を交えて丁寧に説明がなされた。

取調べの可視化は、PACE モデルにとって、必要不可欠かという質問には、必ずしもそうではないが、録音を始めたら、取調べのスキル不足が露頭したという事実があるので、可視化がなければ訓練は始まらないと回答した。

また、録音・録画をして自白率が下がった国はない、イギリスでも、警察は 1986 年の PACE 施行以前には、自白率が下がると言っていたが、それは間違っていたと明言した。

26日 午前9時30分～午後2時

サセックス警察署訪問

サセックスは、ロンドンから西南に列車で 1 時間半ほどに位置する。

アンドリュー・グリフィス警視 (Andrew Griffiths) がプレゼンテーション。ここでも PACE 施行後のボールドウィンらの研究により取調べのスキルの欠落が明らかになったこと、PACE モデルの普及等が解説された。

ここでは実際の取調べ室、録音・録画機器も見せてもらったが、何よりも現実に発生した事件の被疑者取調べの DVD が再生された。取調べ全体を通じて捜査官が興奮し

たり自白強要と思われる場面はなく、「PEACE フルに」取調べが行われていた。録画によって、被疑者の供述経過、被疑者の供述と客観的証拠である CCTV 映像とのギャップが浮き彫りとなっていた。

3 評価

今回の視察を通じて感じたことは、イギリスにはもはや録音・録画の是非などというレベルの問題は存在せず、当然存在し、存在することを前提として刑事手続が動いているということである（当然、1で述べた日本の警察関係者の意見に賛同するものはなかった）。

視察で判明した主な点を挙げれば、以下の3点になろう。

（1）可視化によって公正さが確保されている

取調べの可視化は、警察だけではなく、国民一般にも完全に実務として定着しており、警察からも可視化に反対する意見は全く聞かれなかった。むしろ、可視化によって公正さが確保されていることに強い自信が窺えた。

（2）可視化によって取調べ技術が向上し、徹底した訓練が行われている

警察では、1980年代の取調べ可視化以降、可視化によって明らかになった取調べ技術の欠落を改善するために、警察実務のキャリアが自ら調査し、心理学者等とも共同研究して、その成果をイギリス全体の警察官の訓練に反映させるようになった。現在、その技術は、PEACE モデルとして確立され、徹底した訓練が行われている。

取調べ技術の訓練は、最重視されており、被疑者のほか、参考人や弱者に対する取調べ技術など、多数のメニューが用意されている。

警察関係者に足利事件の法廷で公開された録音の一部と大阪東署事件の録音の一部を英訳して意見を聞いたところ、日本の取調官について、自由にこだわる発想そのものの誤り、技術と倫理を含む訓練の不足を指摘された。

（3）取調べはイギリスでも重視されている

イギリスでも取調べは、証拠収集の場として重視されている。

サセックス警察で、実際の殺人事件の反訳書の提供を受け、録画を視聴する機会を得たが、3日間で5回にわたり、合計4時間40分にわたる取調べが実施されていた。なお、その間常にソリシター（弁護人）が立ち会っていた。

他方、ソリシター側でも取調べ立会いの技術の向上を図っている。

視察の最終目的は、日本の可視化の実現のための情報収集であったが、どちらかといえばイギリス警察の取調べ技術の変化とその意義を確認する結果になった。可視化の先には、日本においても取調べ方法に変化が予測され、弁護技術もまた改革を余儀なくされると思われる。その意味でも、視察結果は有意義なものであったと確信している。

最後になるが、今回の視察先全般についてコーディネートをしていただいた幡新大実さん（英国法廷弁護士）、視察の際に通訳を務めていた仁木敦子さん（同時通訳者）、資料の翻訳をお願いした池田彩子さん（英国法廷弁護士）には、大変にお世話になった。そのご協力なしには、視察の成果をこのようない報告書にまとめることは、不可能であったろう。この場を借りて、心よりお礼を申し上げたい。

視察報告

メトロポリタン・ポリス・アカデミー

2010年11月22日午前10時～午後1時、23日午前10時～午後1時

イギリスでも検察庁が設立され、現在では訴追については検察庁がこれを担うこととされているが、それでも捜査を行うのは警察である。1984年に成立したPACE(イギリス警察刑事証拠法)によって、取調べの録音が始まったが、当初は現場の警察官や上層部に録音への不満も多かったという話も聞く。視察の目的の一つは、それがどのような理由で録音が一般化し、現場の賛同に変わっていったのかを見分することである。

イギリスにはCrime Academyという組織があり、多くの警察官を対象に訓練が行われているというので、視察はCrime Academyのトレーニングスクールから始まった。われわれは、トレーニングスクールの教官ミルバーン氏らから、30年前のイギリスにはスキルというものがなく、自白を得るために暴力的、非倫理的な取調べが行われ、取調べ技術習得のためのトレーニングは皆無であったと聞かされる。しかし、取調べの録音が始まると取調べの内容について検証が可能になり、シェパードやボールドウィンら学者の研究の成果もあって、取調べの科学化(PEACEなど)や基準の定立(取調べ7原則など)が行われるようになった。間もなく捜査の現場から、録音の実施により取調べの際に暴力をふるわれた等の訴えや、公判で否認に転じるなどの事例が激減し、可視化に対する評価が高まり、現在録音・録画は警察実務にしっかりと定着している。Crime Academyでは、イギリス内外から学生を受け入れ、時には海外に講師を派遣しているという。時期的な問題から取調べのトレーニングの実習風景は見ることができなかったが、実習室と録画施設を使用しての説明を受け、さらに様々なタイプの尋問の実習をおさめたDVD16枚の提供を受けた。ミルバーン氏の取調べの意義についての理解の深さとトレーニングに対する熱意が伝わる2日間であった。

(ロジャー・ミルバーン警部補)

警部補のロジャー・ミルバーンです。

警察官となって29年です。警察官になったころの取調べ手法は今とは違うものでした。29年の経歴のうち、主に殺人、誘拐、特殊事件を扱ってきており、その多くは刑事課で仕事をしていました。

私の中で29年間の共通したテーマは、コミュニケーションの技術と取調べ技術が大切だということです。

私は、2年前まで、税関職員の不正についての取締りをしており、税関のトップの方に警告(P.102



脚注3参照)のもとに取調べを行うなどしていました。この事件は、複雑な捜査で捜査期間が長引き、その結果として捜査官の取調べ技術がなまっていることが分かりました。そのため重要人物の取調べ前には捜査官をトレーニングするなどし、よい結果が得られました。そのときの経験があって、現職に就くこととなったのです。

私は、取調べ技術の向上に熱意をもっており、正しい取調べにより、裁判所に証拠を受け入れさせるのが私の願いです。

(ワトソン巡査部長)

巡査部長のワトソンです。

現在、ミルバーン警部補の下で13か月間仕事をしております。警察官となって23年になりますが、最初は制服組でした。そして、試用期間後に犯罪捜査課に配属となりました。私は、そのキャリアの大部分で重大犯罪の捜査に関わっています。

これまで、有名な殺人事件の捜査やちょっと前に有名だったパディントン駅での列車の衝突事故の被害者の特定等にも関わってきました。その他、特殊な捜査にも関わっておりマフィアのようなギャング団の関係の殺人事件の捜査にも関わっています。

そのような事件に関わり、キャリアが進み知識が豊富になるに連れ、より学びたいという気持ちから、警察官をする傍らロースクールにも入り、バリスター やソリシターとも交流をもったりしています。

今は、若い刑事に対して、取調べ技術が習得できるよう指導しています。

【トレーニングスクールについて】

(ミルバーン)

まず歴史からお話をします。イギリスでは1829年に警視庁が創設されました。

1980年ころ、警察での取調べのやりかたが問題となりました。

個人的な経験をお話しますと、私が警察官となったころの取調べの方法は、事前に質問事項のメモを作り、被疑者からその質問に対する答えを聞き、それを書きとる、また被疑者に質問し答えを聞いて書き取って、これを繰り返すという方法でした。

そのころから取調べに弁護士が同席することもありましたが、1984年の警察刑事証拠法(PACE)制定後は、かなりの取調べに弁護人が同席するようになりました。

また、当時は、殺人など重大犯罪で逮捕されると、資格のある警察官の許可があれば、3～5日間何もしないで被疑者を勾留しておくことが可能でした。

過去30年間の警察実務家や学者の研究で明らかになったことは、イングランド、ウェールズ、アイルランドでの取調べの技術が飛躍的に向上したということです。

先程、日本において暴力的な取調べが行われているとの話がありました。1980年代は(あるいは90年代でも)、イギリスでも取調べにおいて非倫理的なものがありました。取調べにおいて自白を得ようと、強要、強制や暴力的な行為もあり、取調べ技術習得のためのトレーニングは皆無でした。捜査官はただ結果を出したいという一心で取調べにあたっていました。

【取調べの目的は情報を引き出すこと】

現在は、取調べの目的は「情報」を引き出すことにあると考えています。

取調べ（interview）と尋問（interrogation）の違いをはっきりさせる必要があるのですが、尋問という場合は、抵抗する被疑者の抵抗を乗り越えて情報を無理やりひきだすことを意味しています^{*1}。

取調べの可視化に対する草分け的存在のエリック・シェパード博士は次のように述べています。「イングランドやウェールズにおいては証拠法が導入された結果、録音が必要とされるようになった。取調べの録音が行われるようになる前は、非常に心理的な捜査が多く、取調べについて研究すること自体不可能であった。しかし、録音がなされるようになった後は、実際の取調べがどのようなものであるのか、取調べのスキルはどれくらいかなどについて、目の当たりにすることができた。」私も同感です。

多くの取調べを分析したボールドウィン氏の研究（1993年）では、分析の対象となつた時代の取調官は、だいたいは被疑者の有罪を確信して、それに合う情報を被疑者から引き出すことを目的としているのであって、真実を見つけようという動機付けはほとんどみられなかつたとされています。

このボールドウィン氏の研究の他にも似たような研究が数多くなされました。その結果、私たちは、虚偽の自白によるえん罪というものが日常茶飯事であり、先程お伺いした日本の状況とよく似ている状態だったことが分かりました。これらの研究の結果、自白を引き出す「尋問」は避けるべきだという考えが強くなり、取調べは尋問ではなく、インタビュー（面接）というようななかたちを取るようになりました。これにより取調べは、より倫理的で被疑者の権利を認める中身になったといえます。

【取調べの7原則】

取調べの7原則^{*2}というものがあります。これが、我々のバイブルに近いものになっているのでご紹介します。

- 1 取調べの目的は、警察の捜査にかかる正確で信頼できる情報を、被害者・証人・被疑者から獲得することである。
- 2 取調べは、被害者、証人、被疑者に対しても、フェアになされなければならない。弱者は、常に特別な配慮のもとに取り扱われなければならない。
- 3 取調べは捜査の観点から行われなければならない。供述者から得られた情報は、既に

*1 アメリカでは、「取調べ」の表記について interrogation が用いられるが、イギリスでは、取調べは情報を得る手段であって interrogation ではないという趣旨から意識的に interview が用いられている。したがって、これを「取調べ」と訳出することが適當かという問題があるが、本報告書では便宜上「取調べ」と訳出した。

*2 ACPO（Association of chief police officers 上級警察官協会）と内務省（Home Office）のワーキンググループが 1992 年に発表し、1993 年の PEACE モデル策定につながった。その後、何度か改訂を重ねている。

知られていること、あるいは合理的に確立されたことによって、確認されなければならない。

- 4 取調べにおいて、捜査に役立つ情報を引き出すために、広範囲な質問をすることができる。
- 5 初期の段階での自白が、犯罪捜査のなかでは積極的なインパクトがあることを認識しておくべきである。
- 6 取調官は、取調べでの最初の答えを受け入れなければならないわけではない。重複質問であるというだけで、質問がアンフェアとなるわけではない。
- 7 被疑者が黙秘権行使する場合であっても、取調官は質問を行う責任を負う。

背景事情の話に戻りますが、刑事のトレーニングというのはここで 1935 年からはじめました。このトレーニング施設は 1974 年に完成しています。

今のクライムアカデミーという学校自体は 2003 年に創設されています。そのときに、警視庁の刑事捜査官のトレーニング施設と科学捜査班のトレーニング施設が合併して現在のトレーニングスクールが誕生したのです。70 年以上にわたって刑事事件の捜査、特に科学的捜査に関するトレーニングが行われています。1 年間に 70 のコースがあり、受講する学生数は 7000 人です。学生の大半はロンドンから来ていますが、イギリスの他の場所や様々な政府機関、あるいは他国からも学生を受け入れています。

われわれのビジョンは、知識、スキル、特殊なテクニックを用いて犯罪を解決し、犯罪者を公正に裁けるようにすること、そういう面での世界的なリーダーであることです。そのためにも、取調べは、公正に、倫理的に行うことが肝心です。

取調べを公正に倫理的に行うということは、私がその 28、9 年にわたるキャリアの中で常に心がけていたことです。何故かというと、私個人としても無実の人を罪に問うことの片棒を担ぎたくないからです。私が今まで扱った事件のなかにもありましたが、証拠が不十分であり、陪審が有罪認定できない証拠しかない場合には、証拠をでっちあげるより、また、一から捜査するほうがましだと考えてきました。

私とワトソン巡査部長は、ここで証拠開示を特に教えていますが、その講義では、これまでに誤審があったケースについて教えています。コースの最初の段階でイギリスにおけるかつてのえん罪のケースについてのスライドを見せて、「今から教えるこのコースの中身をきちんと吸収するならば、あなたがこのようにメディアに取りあげられることはない。逆にきちんと吸収できなければ、虚偽の証拠のでっちあげ等の罪で 14 年間の投獄あるいは終身刑といったこともありうるのだ」と警告します。

警察官のプロフェッショナリズムの程度について、一般市民がどのように思っているかといった視点をもつことも重要です。

私は警察官でもありますが、一般市民でもあります。警察のサービスが、実際に倫理的であり、正確であり、プロフェッショナリズムに沿ったものであることを確信したいと考えています。そして、そのことを学生に教えるためにここで働いています。ワトソン巡査部長らのインストラクターを養成して、彼らを通じて教えているのです。

刑事事件の取調べのコースについて、その中身を少しお話します。

2 週間のコースは重大・複雑犯罪事件に関するもので、全ての新人刑事にはそのコース

を取ることが義務付けられています。

この2週間のコースの他に、3週間のコースもあります。これはより経験を積んだ十分な資格のある刑事が対象で、特殊な事件（殺人、レイプ、誘拐など）に関することについてのトレーニングを行っています。

【トレーニングスクールについて】

（調査団）このトレーニングスクールの大まかな組織、人員・年間予算について教えてください。

（ミルバーン）まず、組織についてですが、私はマネージャーという立場にあり、マネージャーの上には chief inspector（警部）、superintendent（警視）、chief superintendent（警視正）があります。chief superintendentが、このクライム・アカデミーのトップです。

トレーニングの対象は、科学捜査官や巡査部長など、その他段階に応じて訓練を積ませるコースもあります。予算は年間500万ポンドです。

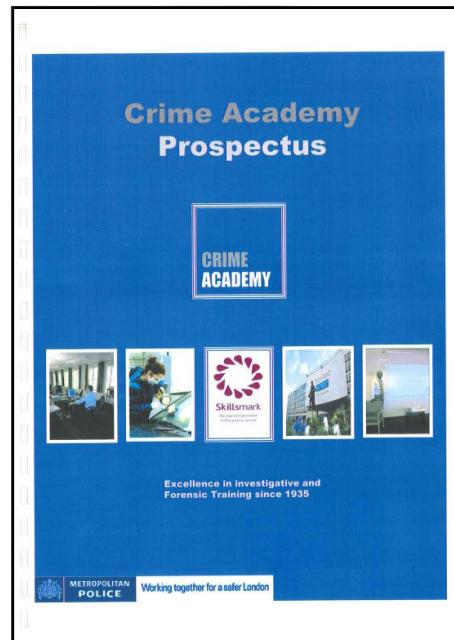
取調べのコースでは10～12名くらいの常任講師がおり、その他退職した警察官を講師として呼ぶこともあります。この体制で昨年は2000人を教えました。

クライムアカデミー全体でも、取調べのコースが一番忙しく、毎週コースがあって学生が入っていない週はないくらいです。

コースの案内書を見ていただければわかりますが、その中には、私の担当している刑事犯罪のみでなく、テロ対策、災害、犯罪者データベース、科学捜査班、情報トレーニング、上級警察官に対するトレーニング、レイプなどの特殊捜査に関するトレーニングなどのコースが記載されています。

犯罪アカデミー学校案内→

表紙下部には、「捜査技術と司法訓練の向上のために創設1935年」と書かれている。



学校案内に記載された取調べプログラム例

【取調べ訓練コース】

- 重大複雑事件における被疑者、被害者及び参考人の事情聴取コース※
- 捜査コース
- 被疑者取調べコース
- 専門家取調べコース
- 取調べ指導者コース
- ベストエビデンス獲得基礎（実務）コース
- ベストエビデンス獲得上級（供述弱者）コース

重大複雑事件における被疑者、被害者及び参考人の事情聴取コース

◎参加基準

このコースは、試用期間を終了し、捜査担当となった警察官のためのものである初級捜査官訓練プログラムの必修コースである。

◎コースの狙い

訓練生に、録画供述を用いて、参考人（供述弱者や子どもを含む）及び被疑者の取調べにおける準備、実技、評価についての知識と理解を付与する。

◎コース内容

訓練生は、以下の能力を身につけることができる。

- ・捜査の考え方とPEACEモデルの関係を説明すること
- ・イギリス刑事手続・捜査法 (CPIA) による取調官の責任の概要（以下、略）

費用1575ポンド

期間10日間

ここで行うトレーニングは、他国の捜査官に対して行うこともあり、例えば、ワトソン巡査部長は、4月にトリニダードトバゴへと行き、そこで捜査官にトレーニングを行いました。またオランダからは警察官がこの施設に学びに来ています。必要なら出張することもあります。

日本からは、捜査用の車の運転技術の習得には来られましたが、取調べ技術の習得には来られていません（笑）。

費用について、近隣警察が所属警察官をここでトレーニングさせたいとなると、その警察署がその費用を負担することになっています。

（調査団）全ての捜査官がトレーニングを受けるのでしょうか。

（ミルバーン）まず新規の警察官が任官したときに 15 週間のトレーニングを受けます。これは全員が受けるものです。

そのトレーニングを終えてから 2 年間の試用期間があり、ここで基本的なスキルを学びます。この 2 年間のあとに、専門分野を決めます。交通捜査や、CID (Criminal Investigation Department 刑事捜査局) などがありますが、もし取調官になりたければ、まず取調官に選任される必要があります。NIE (National Investigators' Exam for police 国家の捜査官の試験) を受けなければなりません。その後にトレーニングを受けることになります。NIE (この試験は 2 回落ちたら、1 年は受けられない。) をパスした後、2 週間、私のところに来て、取調べに関するコースを受講します。それが終わりましたら、CID 犯罪捜査官のコース (4 週間) を受講します。

その後、ワークブックを渡されますが、NPIA (National Policing Improvement Agency 国家警察改善庁) が定めている基準をすべて満たす必要があります。例えば、「取調べを行う」「証人となる」等様々な仕事を実際の仕事でこなすことが必要です。それを 12か月間かけて終わりますと 1 人前の刑事になれます。

取調べのコースにおいては、PEACE モデル^{*1}について教えます。

*1 PEACE は略語で最初の P は、Planning と Preparation (計画と準備)、次の E は Engage と Explain (関わりと教示) で、A は Account,clarification & challenge (説明・明確化と追及)、C は Closure (総括)、そして E は、Evaluation (評価) である。

【トレーニングの段階とステップアップ】

(調査団) トレーニングを取調べの技術に応じて 5 段階に分けていると聞いていますが、それはどのようなものでしょうか。また、どうすると段階が上がるのですか。

(ミルバーン) コースは階級 1 から階級 5 までの 5 段階に分かれています。

まず階級 1 ですが、これは新規の警察官が対象です。

階級 2 は刑事事件の重大複雑な取調べができる段階です。

階級 3 は殺人事件等の特殊な捜査ができる段階となります。

階級 4 については、取調べをやっているときの監督という立場になりますが、ここの規模が大きくなりすぎたので、実際にはやっておりません。

階級 5 になると取調べのエキスパートということになり、シニアの取調べ官のアドバイザーをやっています。例えば、5 ~ 6 人誘拐事件の被疑者がいる場合でそれぞれ違う場所に留置されているという場合に、どのようにコーディネートして、どのようにアプローチしていったらよいかをアドバイスするといった場合です。

取調べ官となるためには、階級 2 までは絶対習得しなければなりません。階級 3 に行くには、専門的なスキルが十分あって、他人に対してトレーニングできるという段階に達しないなければなりません。

まず、私がこの主任となった 2008 年には、階級 3 に入る前に入学試験がありました。これは実務試験とインタビューのスキルなどの試験でした。これは非常に性格の悪い被疑者を扱う場合とか特殊な警告を行う場合などのものでした。

当時、トレーニングの需要が大きく、何か月も待たなければならない状態でした。これは非生産的であり、目的にかなわないので廃止しました。

また、3 週間のコース後、木曜日に試験をしていましたが、これも廃止しました。例えば、子どもが熱を出して、一晩中寝なかつたというようなことがあった翌日に試験があれば、落ちるにきまっているというように、個人が抱えている状況に応じて不利な場合があり、しかも落ちると非常に本人にとって精神的にマイナスになることがあるからです。

その代わりに、個人の発展段階にあわせて 3 段階に分けました。3 はまだまだ、2 なら階級 2 に行ってよし、1 だったら階級 3 に行けるといったものです。

【弁護人の立会いの評価とトレーニング】

(調査団) 弁護人（ソリシター）が取調べに立ち会うことがあると思うのですが、立会いをどのように評価していますか。

(ワトソン) 基本となるのは、公正な取調べがなされるだけでなく、なされているとはつきり分かるかたちでなされることが必要です。

重大犯罪の被疑者を取り調べるときは、まずその被疑者を理解することから始まります。後に、法廷では取調べが倫理的に行われたことを示さなければなりません。

心に留めておかなければならないことは、被疑者にされているからといって、全員が有罪ではないということです。予断なく取調べにあたり、供述を鵜呑みにするのではなく、必ずテストをして、合理的であるかどうかを考えてみるのです。もう一つはプロセスの説

明をきちんとしたことです。取調べの目的が真実を見い出すことにあることはつきりさせます。

目の前の被疑者は、有罪かもしれないし、無罪かもしれません。自白したとしても様々な理由がその背景事情としてあります。例えば、有名になりたい（悪名高くなりたい）ということを考えられますし、他の者、例えば真犯人からの圧力で自白している場合も考えられます。または精神障がいを抱えているからかもしれません。このようなことを心にとどめておく必要があるのです。

目的はとにかく最大限の情報を引き出すこと、そして引き出した情報を既に判明していることと付き合させて正しく合理的かを確認し、捜査全体の流れにフィットするかどうかを確かめます。私たちは、弁護士の立会いというものを推奨しています。警察官はソリシターを恐れる必要はありません。彼らは被疑者の権利を守るためにそこにいるのだから。そしてそうさせることで、法廷で、被疑者にきちんとしたアドバイスを受ける機会を与えたとの証明にもなりますし、フェアで可視化されたプロセスを踏んでいるとの証明になるので、とにかく捜査官がソリシターを恐れる必要はないと言っています。また、捜査官はソリシターの責任と役割を明確に教えられているので、そのことも良く理解しています。

(調査団) 具体的にソリシターがこういう質問をした場合にどう答えるかとか、こういう証拠を開示してくれと言った場合に対してのトレーニングは行われていますか。

(ワトソン) 行います。中身としては証拠の事前開示をしたことの影響・結果というものがどういうものかを教えますし、また弁護士の側の行動規定がどのようなものかも教えます。

もう少し細かくいいますと、例えば接見のときにどのようなことが話されているであろうかとか、実際の取調べ中に被疑者に代わって答えるといった許されないことを弁護士がした場合にはどうするべきか、また逆に弁護士のほうが遮ってくるときにはどのように行動するべきかについても教えます。

【証拠開示の時期…ジェフリー・アーチャー卿事件を例に】

(調査団) 証拠開示について、ソリシターから要求があれば、どのような段階でしますか。

(ミルバーン) いつどのように開示するのかということは決まっておりません。捜査官が適切に判断して決めます。大事なこととしては、とにかく法廷に持ち込まれた場合にこちらの取調べ方がフェアと分かってもらえることです。

例えば、もし情報（証拠）開示を確かな理由で控えたとしても、陪審の心証がどうなるかを考慮しなければいけません。知っているのを隠して、どのような答えが返ってくるかを見たい場合もありますが、とにかく原則としてはフェアであるということと、相手がきちんと答えられる状況を作ることが重要です。例えば、先程の税関の事件ですが、15年前のことを思い出せと言っても無理な話です。ですから書類を開示して読ませてから質問に答えてもらうことで、記憶を呼び起させたりするのですが、この辺は匙加減というのは、まさに経験による、ということになります。

実際のケースなのですけれども、貴族（ロード）の称号をもつジェフリー・アーチャー卿の場合です。

彼は著名な小説家でもありますけれども、1987年、新聞社を相手取って名誉毀損で民事裁判をおこしました。保守党の副会長という地位にあり、大物と目されており、ロンドン市長選挙に立候補しました。

市長選に乗り出すということが分かったとき、彼の友人がラジオで暴露したのですけれども、名誉毀損の50万ドルの賠償金を勝ち取っていたが、その捜査のときに嘘についていたことを友人が暴露してしまったのです。

これからお話することですが、私は捜査を担当しましたが、一般に知れ渡っていることなのでお話しします。

敗訴した新聞社の方が、アーチャー卿が証拠書類をねつ造したと主張して問題となりました。実際に調べたのですが、アーチャー卿の予定表というものがありまして、これが2ページだけ見られるようになっていました。予定表にアポイントメントが入っていたのですが、これが虚偽のものであり、秘書に命じて作らせたものでした。

法廷では、その2ページのみが示され、端をがっちりとおさえられていたので、他のページのスケジュールを見ることはできなかったのです。それは虚偽で、実は他のページはすべてブランクでした。卿はその偽の予定表を秘書に作らせたあと、ナショナルセキュリティ（国家安全保障）の捜査のために作るという理由を秘書に説明したのです。

秘書の女性を実際に取り調べたのですが、数時間の取調べののち、彼女は、何年も隠していた本物のスケジュール帳を出してきました。

アーチャー卿の取調べの際には、1987年の民事裁判のときに、彼が取調べで供述していましたことを反訳し、それを全て印刷して、事前に予定表の真偽性について質問するつもりだということも伝えてありました。また、なぜ聞きたいのかということも明らかにしていました。

取調べは2時間にわたったのですが、その間、彼は黙秘して何もしゃべりませんでした。取調べの半ばになって、私は、本物の予定表の存在について言及しました。アーチャー卿は即時に弁護士と面接したいと申し出きました。

この件は、実際に裁判に持ち込まれたので、私は検察側の証人として裁判に出廷しました。証言が終われば普通は「ご苦労様でした」という成り行きになるのですが、そのときに弁護側が立ち上がり、予定表をかざして見せながら、「なぜ、取調べの最初に本物の予定表を持っているということを明かさなかつたのか」と述べました。

私はそれに対して、実際に事前の証拠開示の書類のなかで、予定表の真偽について確かめるという意図があることを開示していると述べました。それを裁判官がみたいといい、その事前開示の書類を裁判官と陪審にみせたのです。それを見て、弁護側は追加の質問を取りやめました。

実際にフェアであったということが助けになったのですが、例えばポーカーのように全ての証拠（カード）を見せる必要はありません。私は、スケジュール表の本物を持っていると目の前に突きつけるという必要はなかつたのです。

しかし、スケジュール表の真偽を疑っていることは見せましたので、フェアであるためにはどこまで伝えるべきかということで判断します。

アーチャー卿は有罪となり、4年間の禁固刑になりました。

【証人・被害者らの録画】

(調査団) 2002年の調査の際には、被疑者の取調べのみが録音されていたかと思います。証人、被害者の録音・録画も実務で始まっているのですか。それはいつからでしょうか。

(ミルバーン) 私は録画したほうが良いと思いますが、被害者は録画するかしないか、選択することができます。

DVDに録ったほうが証拠能力が上がるということもあります。レイプ事件などの場合、淡々と語ることがあるので、DVDがあつたほうが良いし、子どもの場合も録画されていれば、法廷で証言する必要がなくなるからです。

【大阪東署事件について】

(調査団) 日本の警察の取調べの一例(大阪東署事件の録音)を聞いてください。

英訳文(資料1 P.80 参照)を渡した上で、録音データを再生

よく考えろって、ほんとじゃないねん！！考えて物言えこら！！お前に賭けて来た
言うとるやろー！！知らんちゅうねんお前！！お前警察なめたらあかんぞ！！知らん
なんかじやすまんぞ！な！！知らんじやすまんぞお前！！お前逮捕状とれんねんぞ！
お前、俺はそれんはせんとこうと、お前警察に捕まった事ないやろ、ないやろ警察に。

ないです。

わかつとんねん。だからこうやって来とんねん。ちっちやい子もおるし、な、ええ
とこのマンション住んで、な、真面目に働いてるらしいやんけ、な、ちょっとした出来事やんけ、人殺したわけでもあるまいし

ほんとに僕なにも知らないんですって、ほんとに僕わかりません、言っていることが…。

お前なめとったらあかんぞ、お前、会社のお前、IPアドレスで会社しかで一へん
からってなめてんちゅうかお前、そんなもんで警察終わらんぞ、お前、お前が昨日、
何回うんこしたかも調べたるぞお前、お前の家族が何回便所の水流したか、お前が今、
昨日どこ歩いとったか、全部調べたるぞ、携帯から、お前が通った所全部、お前に関
係している所全部、がさ行くぞ、お前、脅しやないで、お前、知らん、はいそうです
かじや終わらんねん。知らん、はいそうですかで終わるんやつたら、お前んとこなん
か来るか！お前、今、裁判官、これ知らんちゅう言葉聞いて、逮捕状出るで

なんとか言えお前(物音)！！、なんか言えお前(物音)！！お前なめんなよお前、
こら！！おい！おい！、黙るな！、なんか言え、殴るぞお前！！、お前こら、なめと
ったらあかんぞ！手出さへんと思ったら大間違いやぞ！こら！おまえ、大間違いやぞ
こらあ！！お前なめとったらあかんぞこらあ！！お！こら！お前！黙るなほんなら、

わからんのか、わからんのか、よっしゃ、座れはよ！、座れ！、はよ手続するから座れ！座れこら！

やめてください。

座れ、わからんねやったらわからんで勝負せえや！警察と、勝ったるわい、勝負せいや、そんなん世の中あまないぞ！こらあ！！お前みたいな嘘つきの話誰が信じんねんお前、ん！答えられへんやんけお前、答えろよ、答えろよ、何がミスや言え、パソコン詳しいんやろ、言え！

再生終了

（調査団）これは、2010年9月3日に行われた取調べを、被疑者が録音していたものです。

（ミルバーン）酷いですね。

訳をみたのですけども、それ以上に声のトーンから非常に多くのことが分かりました。

これをみて思い出したのは、1982年のはじめ私が就職した直後に日常的に行われていた行為です。私自身がしばしばこのような行為を目撃していました。PACE成立以降は警察官の意識改革により取調べもプロフェッショナリズムがみられるようになりました。

このテープを聞かせていただいて感じるのは、このような取調べで得られたいかなる証拠も、公判には絶対使えない、また、公訴局は訴追に協力しないだろうと思います。そればかりか取調官のほうが内部調査を受けて、暴行で訴追されるだろうと思います。

【イギリスにおける録音開始当時の反対論】

（調査団）PACE成立のころ、イギリスでも録音導入に反対論がみられたと思いますが、当時若い刑事だったミルバーン警部補はどう感じていましたか。

（ミルバーン）警察一般が反対だったということについては、おそらく誤解です。全体というよりは、古株の人間が未知のものをおそれまして、変化を嫌うために反対していたのが印象に残ったのではないかと思います。

私自身は、より大きな構図からみると、取調べの録音がなされることで、被疑者の訴え（「殴られた」「違法な取調べを受けた」等）から取調官を守ってくれるものだと感じていました。

私がはじめて捜査チームの一員としてあたった1986年の殺人事件（5人殺害、2人未遂。被疑者ミッシェル・ルーポ。パブで逮捕した。）のとき、初めて取調べをレコーディングしました。そのときの感想はずいぶん楽だというものでした。ただ2人で座ってしゃべりながら話しを聞くことができた。以前は、質問をして聞いて書く、また聞いて書くということがくり返されることがあって時間がかかったのですが、録音によりスピードアップされたと思います。

録音がされることで、会話ができるようになりました。冗長になる可能性はありました
が、全体的にはスピードアップが図れたものと思います。

【日本の可視化反対論の論拠について】

(調査団) 今日本の警察・検察が反対している理由としては、大きく二つあります。一つは、「テープやカメラのあるところでは、人は本当のことを話さない。だから、二人きりの部屋のなかで強い信頼関係を作らなければ真実の供述は出てこない」だから、録音は取調べの邪魔になるというものです。もう一つが、組織犯罪です。子分が親分のことをあの人指示されたというようなことが記録に残るような場面では怖くて言えない場合があるというものです。この二つの反対論をどう思われますか。

(ミルバーン) 録音をしていることが真実を話すことの邪魔になるという意見には全く合意できません。甘い考えです。現状維持をしたいということの理由として言い訳に使っているだけだと思います。カルチャー・チェンジが必要でしょうが、実際には取調べは録音するようになってから取調べはとてもやり易くなりました。録音がなされても被疑者は自分の言いたいことをいっていますし、また、捜査機関は、国民の信頼を得た上で公共の利益を守っていることを示すことができます。だから、その意見には合意できません。

先程の 1986 年の殺人事件のケースに戻りますが、10 分か 15 分間くらいただ普通の会話をしていたら、犯人が急に「他の遺体の遺棄場所も知りたいんだろう」と言いましたし、それから 1 時間～1 時間半かけて、どのようにして殺したか、どこに遺体を捨てたかについて話をしてくれました。ですからテープがあるからしゃべらないというのは全く違うと思います。

イギリスにおいて録音が開始されてから 26 年近くになり、書面に録っていた時代を覚えている自分のような者は少ないので、とにかく録音をしたほうが効率が良く、捜査官の信頼性を守るものであり、そしてまた被疑者をも守るものであるといえます。

現在の刑事司法において録音をしないで取調べを行うというのはもう考えられません。グッド・プラクティスとして定着しているものです。

流れとしてはどんどん録画に動いていますが、現在のところは、録画するには被疑者と弁護人の合意が必要です。ただし、子どもに対する虐待のケースなどは DVD（被疑者、被害者の録画）が必要です。

私は、警視庁で組織犯罪課にもいましたが、26 年録音をしていましたので、犯罪者のほうが記録になれているといえます。録音を嫌がりません。もっとも、嫌だという者を無理やり録画のために取調室に引っ張っていく訳には行かないでの、録音を拒絶するような場合には留置場で取調べをやる場合（手書きとなる）もありますが、そのようなケースは非常に少ないです。

人生の大半犯罪行為をしている人にとっては、話すか話さないかの問題であって、録音されているか否かの問題ではありません。

ただ、情報提供者については勝手が少し違ってきます。これはプロセスが違ってくるのです。

犯罪行為を繰り返している人は、そもそも自分からは話しません。科学的な証拠や、証人や被害者の供述などの証拠から固めるしかないのです。取調べは行いますが、それは弁解の機会を与えるためのものであって、話さなければそれで結構だ、裁判で話しなさいということです。

(調査団) 純然たる情報提供の場合にプロセスが違うということについてもう少し具体的にお話いただきたいのですが。

(ミルバーン) それについては規定があります。キャリア・クリミナル（常習者）が、同じ事件で共犯者の証人になると約束した場合の例についてお話しします。

2001年ころのサッカーの試合の賭博の件になります。マレーシアの犯罪集団が試合会場に入り込んで、照明担当のエンジニアを懐柔して、電源操作室に入れてもらって、照明を落とすような仕掛けをしたのです。前半のスコア結果に賭けていたので、予測どおりにいかないと、照明が落ちて試合ができなくなる仕掛けにしていたのです。

この事件で犯罪集団とエンジニアが逮捕されチャージ（起訴手続の開始：チャージの意義については、P.24 参照）されたのですが、当時のシステムでは、先に答弁を聞いて、それから供述を得るというものだったのです。エンジニアは公判で訴追側の証人として話しました。公判の供述もテープ録音されています。それからは法が変わりました。

SOCPA (Serious Organised Crime and Police Act 2005 重大組織犯罪警察法) という名前の新しい法があります。これによると証拠となる証言をすることについて、被疑者が合意しますと特定の警告を与えなければいけないとされています。特定の警告とは、「減刑になるという保障はない。」「話すならば全てを話さなければならない。」「結果は訴追局が決めることである」というものであり、特殊なルールに従ってやるという警告を与えます。

これが適用された場合、被疑者は別の場所へ連れて行かれて、非常に長い取調べを受けることになりますが、その場合には別のチームがインタビューをすることが多いです。これにより透明性を確保し、ファイアウォールを作ることになります。

命の危険もあるので、証人保護の観点から別の場所に移動し、別の ID、氏名その他を与えてたりします。

(調査団) その長い取調べは録音しないのですか。

(ミルバーン) この別の場所での取調べももちろん録音されています。

重要参考人ということで、殺人事件の目撃者などの場合には録音もするが、録画もします。というのは、自分を守るためにです。もちろん参考人をまもるためでもあります。10年以上も前のこと話をしてもうときに録音をしたほうがやり易いですし、もう一つは透明性を保つため、弁護人から言いがかりをつけられたりして自分の立場を危うくしないためです。

(調査団) 録音することで取調べはやりにくくなりましたか。

(ミルバーン) 録音することで助けになることはあっても、聴き取りがしにくくなることはありません。というのも会話がしやすくなるからです。

(調査団) 黙秘する割合はどれくらいでしょうか。

(ミルバーン) 私が取り調べた人達全体のなかでの経験的な割合で言えば、75～80%です。警視庁全体でもデータを取れなくはないでしょうけど、膨大な作業になるので、やっているかどうか分かりませんが、取調べを受ける人の 75～80%の人がノーコメントという答えになると思われます。

【取調べ7原則の導入時の捜査官の反応】

(調査団) 取調べの 7 原則は、当時の捜査官にどのように受け取られたのでしょうか。

(ミルバーン) 非常によいと思いました。それまでは指導要綱などありませんでしたから、私が入ったときも 25 年くらいの捜査経験があってもほとんどトレーニングを受けていないといった人から学んでいたという状況でしたので、その人の技量によって違い、ストラクチャーがありませんでした。今は「7 原則に書いてある」といえるので、良いと思います。

大学での研究もなされていて、その研究結果も伝わってきますからそれも取り入れています。ポーツマス大学では取調べ室を作つて新たな取調べ手法を検討しています。

【黙秘に対する不利益推認と可視化】

(調査団) 1994 年にできた黙秘権制限（不利益推認）の立法は、録音が始まったことは関係するのでしょうか。

(ミルバーン) それは関係していません。不利益推認条項は最近決まったものです。

不利益推認の特別条項があることで、取調べのやり方が変わったのではなくて、取調べのツールが増えたという認識です^{*1}。

【ノーコメントの被疑者の割合と取調べ方法】

(調査団) 昨日いただいた DVD の中にノーコメントの被疑者に対して質問を繰り返すというトレーニングがありました。実務上、そのような被疑者は多いのですか。

(ミルバーン) 私の経験では、75 ~ 80%です。取調べの対象がノーコメントを繰り返すからといってギブアップをする必要はありません。昨日お話しした取調べの 7 原則にもありましたように、私には何が起きたのかはっきりさせるために質問をする責任がありますし、その権利もあります。

私が今までに計画して面接あるいは取調べを行つた場合には、そのほとんどがノーコメントと回答されるインタビューに備えて計画したものでした。それくらいノーコメントと答えられる可能性は高いです。

受講生たちには次のような例え話をします。「長い廊下を考えてみろ、その両方にあるドアが全て全部開いていると考えなさい。それらは全て被疑者が使うかもしれない、あるいは弁護人が使うかもしれない議論だ」と。

まず、どの犯罪事件でも、捜査側が、はつきりさせたい、あるいは証明したい、という点がいろいろあります。先程お話しした「開いているドア」というのは、そこを通つて犯人が逃げられる道、弁護人が逃がそうとする道を意味しています。イギリスの法廷弁護人はバリスターといいますが、バリスターになったつもりで質問をしなさいと教えていました。

取調べにおいてはラポール（円滑なコミュニケーションのできる状態）を築きながらコメントをできるだけ引き出すようにします。生活、子ども、家族のこと、車のこと、サッカーのことなどの話をしてリラックスさせて、それでも黙秘を続けるということであれば、逆に開いているドアに関する全てのドアについての質問をしなければなりません。現場を走っていた人に対しては、「あなたはなぜ走つて逃げたんですか」「誰かに追われていた

*1 黙秘の不利益推認は原則として禁止されており、例外的に認められる場合があること、その場合は非常に限定的であることに留意する必要がある。

んですか」「緊急事態が発生した?」「何かにびっくりした?」等ありとあらゆる可能性について質問をしなければなりません。そうすることで、法廷において、ちゃんとした理由があったのならば、なぜ取調べのときにそのことを話さなかつたのだということができ、法廷での被告人供述の信頼性に疑問を突き付けることができるのです。

被告人が逃げようとしている、あるいは弁護人が逃がそうとしている、開いているドアを一つ一つ閉めていくということをしなければなりません。一つ一つ閉めて、最後に残るドア、法廷に続くドアを残すのです。

一つ申しあげておきたいのは、ノーコメントとなった場合、10～15年前のやりかたでは取調べは2～3分しか続かなかつたのでしょうか、われわれの考え方方が変わっているので、現在は30～40分は続きます。といいますのも、より徹底的に細かい点を全部カバーした質問をするからです¹。なぜならば、弁護側の方は細かい点を突いてくるからです。捜査官も弁護側のような気持ちをもって行うことになったので、細かくなりました。

【ノーコメントのDVDが法廷で再生される場合・証拠としての意義など】

(調査団) ノーコメントの場合、DVDは法廷の証拠として利用されるのでしょうか。

(ミルバーン) 法廷で取調べの録音・録画が再生されることはありません。反訳文を提出することがほとんどです。訴追側と弁護側がどういう読み聞かせをするかということについては、元々合意しておかなければなりません。

実際に、法廷で、どのような取調べがなされたかを出すときには、警察側の証人がどのような取調べがなされたかということについて、訴追側のバリスターを被疑者役として再現してみせるのです。

これも裁判官の判断によりますが、非常に稀なケースとして全てあるいは部分的に再生することもあります。例えば子どものケースなどです。

(調査団) 黙秘のDVDの再生をするとすれば、それはどのような目的ですか。

(ミルバーン) 十分な弁解の機会を与えていたということ、フェアな取扱いをしているということ、また、ありとあらゆる質問に対してノーコメントという答えが出れば、これにより不利益推認を引き出すことができます。

裁判官にもありますが、裁判官が必要だと判断した場合には、陪審に対して、「何故これだけ細かいたくさんの質問がなされて、十分な機会が与えられているにもかかわらず、被告人が答えなかつたのか」と説示することになります。

被告人の側でも、弁解なしということはほとんどありません。弁解がないならば有罪答弁をしているはずです。必ず被告人は何らかのストーリーを作っています。なされた弁解が陪審が笑うような信頼されないストーリーであることはありますけど、弁解がないとい

*1 日本では、黙秘の不利益推認の禁止は黙秘権保障の当然の帰結とされ、不利益推認は許されない（通説。和歌山地裁平成14年12月11日判決・判タ1122号185頁参照）。被疑者が黙秘権行使を明らかにしているときに、全てのドアを閉めるような捜査官側の発問は、不利益推認を期待するものと言わざるを得ず、日本では、一定限度を超えた段階で、黙秘権侵害になると考えられる（札幌高裁平成14年3月19日判決・判タ1095号287頁参照）。

うことは経験がありません。

【黙秘に対する不利益推認と実務上の変化】

(調査団) ノーコメントインタビューを行う割合は増えていますか？ 1994年（黙秘からの不利益推認を認める）以降でかわってきてているのですか？

(ミルバーン) 私の印象としてはあまり変わっていないと思います。統計はもっていないので、それは学者の方に聞いていただいたほうが良いでしょうけども、実感としては変化はありません。

(調査団) 裁判官から陪審員に不利益推認条項の説示がされることはあるのですか。

(ミルバーン) あります。今こうしてお話ししている間にも、いくつかの裁判所で不利益推認の説示が裁判官からされているでしょう。

(調査団) 2002年の調査の際にソリシターに聞いたとき、不利益推認については、他に証拠があることが大前提との話だったのですが、そのような理解でいいのですか。

(ミルバーン) そうです。不利益推認だけで有罪になったというケースは全然ありません。あくまで一つの事情に過ぎません。

【黙秘から白に転じる場合】

(調査団) 当初、被疑者がノーコメントと答えていたが、途中で被疑者の気が変わって供述することはあるのですか。

(ミルバーン) あります。例を挙げましょう。最近このアカデミーの卒業生から報告があった例です。被疑者は老人なのですが、地元の教会の要職にあって名士なのですが、継子（義理の娘）が彼から数年間にわたって性的虐待を受けたという事件がありました。彼の取調べにおいて、きちんと扱い、お茶を出して、一緒に留置場から取調室まで連れて行くなどしてラポールを考えました。「あなたは地元の名士ですよね。」「教会にもよくいっていますね。」「娘さんの気持ちはどう思いますか？」「考えたことがありますか？」当初弁護人からはノーコメントで通せというアドバイスで、被疑者もそれに従っていたのですが、先に述べたような話をしたところ、彼は弁護人と話したいと言ったので別室へと行きました。それから30分くらい経って、取調室に戻ってきたときには彼は泣いていました。そして質問を続けたところ認めたのです。

実はこういうケースはよくあるのですが、どういう性格の人か相手をよくみるということと考え方のタイプを検討し、どういう質問をするか、どういうところを突くと自白する気になるだろうかと分析して行うので、準備が非常に大切なのです。

昨日もお話しした税関事件では、彼らもプロであり取調べの中身がよく分かっているという手強い相手でしたので、取調べの準備には、2～3か月間をかけました。また、チエアマンには他の人と違う取扱いをしました。とにかく相手の立場などを考えて、その人がリラックスできるような取扱いかたをするのです。

(調査団) そのようにノーコメントから白に転じる頻度はどれくらいでしょうか。

(ミルバーン) 数字で答えるのは難しいです。本人の性格の問題です。改悛の状がない人には無駄ですし、白をしても、すっきりしたい、楽になりたいという人もいます。

【追及challengeについて】

(調査団) PEACE モデルでは、説明 (account) の部分と明確化 (clarify) のあと、いわゆる追及、challenge をするとのことですが、具体的にはどのような方法をりますか。

(ミルバーン) challenge についてですが、追及すると言っても「嘘だろう」とは言うわけではありません。何故かというと、追及というのはいろいろな話を聞いて明確化して、その最後にくるものだからです。ストーリーを明確にしてから行うのです。やり方としては矛盾点を見つけてそこを突くというものです。例えば、10時15分から10時30分までそこにいたと言ったけれども、他の所で見たという証人がいる、というようにどこかギャップがないかを考えて行うのです。

やり方としては、例えば嘘をついているなということがあれば、ちょっと良く分からないからもう1回、もう少し細かく言ってというと、嘘をついているからプレッシャーがかかって、どこかでぼろがでるということがあります。

また、休憩を取って、同僚と取り調べたことの復習をするなどして新たに質問を作り直すことも必要です。

【被疑者の虚偽自白を防止する方法】

(調査団) 被疑者に嘘の自白をさせないようにするとか、嘘の自白を見抜く訓練はしているのでしょうか。あればその内容を教えてください。

(ミルバーン) それは個別のトレーニングではなく、捜査全体の流れの話です。捜査官は、情報を得たら、それを検証する義務があります。立証をできるまでとことん追及するということであって、自白が取れたから満足するということはありません。自白というのは様々な理由が考えられます。例えば、本人が誰かをかばっているだけかもしれません。ただその場合には発生した事実を見たこと自体は本当かもしれないといえます。そこで自白があれば、ディテールをみていき、その上で立証できるかを検討していくことになります。

自白が取れるのはいいことですが、それで立証責任が減るということではありません。依然として裏付けは取らなければなりません。

長年の間には虚偽自白のケースも起きていますが、私自身は虚偽自白をゼロにしたいと思っています。刑事の質が高まって、証拠に頼る立証に重きをおくようにしなければならないと思っています。

取調べ技術トレーニングのインフラは構築されているのですが、そのなかでのプロセスの改善など検討課題は残っています。ミスをしたり、中にはわざと従わない刑事もいます。われわれはプロであることを印象付けることが必要です。真実を確立するということが大切だと思います。

(調査団) 虚偽自白防止のために取調べの可視化は有効でしょうか。

(ミルバーン) 万能薬ではありませんが、ツールの一つですね。後から検証できますから。

(調査団) ありがとうございました。

見学

【構内の様子】

Metropolitan Police Training School at Hendon Crime Academy は、イギリスの近代警察の創始者であるロバート・ピール氏 (Robert Peel 1788～1850) にちなんで「PEEL HOUSE」とも呼ばれ、入口には、ロバート・ピール氏の像が立っている。ちなみにイギリスの警察官を"ボビー"ということがあるが、これはロバート・ピール氏の愛称 (Robert=Bobby) に由来する。



構内には、トレーニング用の取調室（場合によっては実際の事件でも用いる）や、証拠の管理がなされている建物や殺人、レイプ、子どもに対する犯罪などの特殊な犯罪（重大犯罪）についてのトレーニング用建物、その他、コミュニケーションのトレーニングや身体的トレーニングを行う施設等も併設している。

1班4人の学生（場合によつてはもう少し多い）が二つに分かれて、廊下を挟んで向かいあつている部屋にそれぞれ入りトレーニングを受ける。一つの部屋は模擬取調室であり、もう一つはモニタリングをする部屋となっている（10室・被疑者用7室、被害者用3室）あるとのこと。）。

【トレーニングルーム】

被疑者用模擬取調室には、実際に警察に配備されているものと同様のダブルデッカーの録音機器やDVD機器が置かれている（DVD機器については、まだ普及途上ではある。）。DVD装置にはモニターが付いているが、これは訓練のためであり、実際の取調べにおいて被疑者がモニターを見るということはない。

モニターの中に小画面があり、その画面では被疑者又は取調官をクローズアップしている。



←訓練用模擬取調室
(左が刑事役、右が被疑者役)

被疑者と取調官の間には、ラポール構築のため机は置かれない。

取調べは事前に作成した質問事項に沿っておこなう。それにそって補助者が、ノートを取るが、補助者は、被疑者を圧迫しないよう、被疑者の後ろに座る。

質問事項は、弁護人を念頭において考える。弁護人は捜査の穴を突いてくるので、弁護人に突かれるような穴がないかどうかを考える。

被疑者は charge^{*1}された後は、この DVD を 12か月間いつでも入手できる権利があり、12か月間の間に入手できない事情がある場合には、その後でも入手できる。

教官は、モニタリングする部屋により、そこで、モニタリングをしている学生に指導する傍ら、モニタリングを通じて問題点を見つけ、隣りの模擬取調室へ行って指導する。両方の指導を一度に行うという点に利点があるとのことである。

現在、デジタルネットワークへの移行が進められており、NPIA（National Policing Improvement Agency 警察改善庁）において模索中である。ネットワーク化されれば、どこにいたとしても捜査の様子を見ることができるようになる。また、DVD には劣化の問題もある。最低 7 年の保存が義務付けられていることもデジタルネットワーク化を進める一つの要因である。

参考人（被害者・証人）用の部屋の椅子は、被疑者用取調室に比べて少し良いものになっている。ひじ掛けが付いているのは、少しでもリラックスしてもらうためである。椅子は 4 脚ほどあり、どこにメインの刑事が座るかは、カメラの配置による。また、部屋の装飾にも注意している。

モニター室
(参考人取調室用)



*1 charge と prosecution の違い

charge：起訴手続の開始（証拠が固まった後、裁判所に送る段階から charge が始まる。）

prosecution：訴追

charge 後の訴追維持を指す。charge 後に訴追が相当でなくなった場合には、取り下げる。例えば、銀行強盗被疑事実において、CCTV（監視カメラ）の映像からある被疑者を charge することを決めたが、charge 後に詳細な映像分析の結果、別人であることが判明したような場合、prosecution を取りやめることになる。

参考人用のモニター室では、DVD5枚に録画することができる機器がおかれていた。これも実際の取調べで用いられている機器とのことである。また、ハードディスクにも録画できるようになっており、自家発電機能もある。

モニターには、ジョイスティックがあり、それを用いて大画面用のカメラを操作することができる。被害者や証人に図などを描いてもらったときは、大きい画面で図をクローズアップさせ、小さいカメラで部屋全体を映すようにする。

このインタビュールームはトレーニングのみでなく、実際の取調室としても使われているとのことである。特に性犯罪の被害者や、子ども、精神障がいを抱えていたりする方のときには、取調べの透明性を保つため、有用という。

レイ・ブル教授(レスター大学)

2010年11月25日正午～午後3時

調査団は、PEACEモデルの開発者として知られる供述心理学者レイ・ブル教授から、いわばPEACEモデルの神髄を聞くことができた。圧力を掛ける取調べでは、「真実」の情報を引き出すことはできない。「PEACEな」取調べによってこそ「真実」の情報が引き出される。そして、PEACEの導入によって虚偽自白によるえん罪は減少したと思われ、可視化による効果はある。そのことを彼は、大変わかりやすい言葉を用いて説明してくれた。

現在、イギリスでは大規模捜査を指揮するためには、警察官は、取調べのレベルにおいて「レベル6」に到達していかなければならない。同教授は国立警察センターで、「レベル6」認定の選考官の一員をも勤めている。

ブル教授の説くところは明快である。可視化されるなかで取調べ技術は上がること、可視化によって自白率は下がらないことなどである。訓練は必要であり、訓練にはお金もかかるのである。

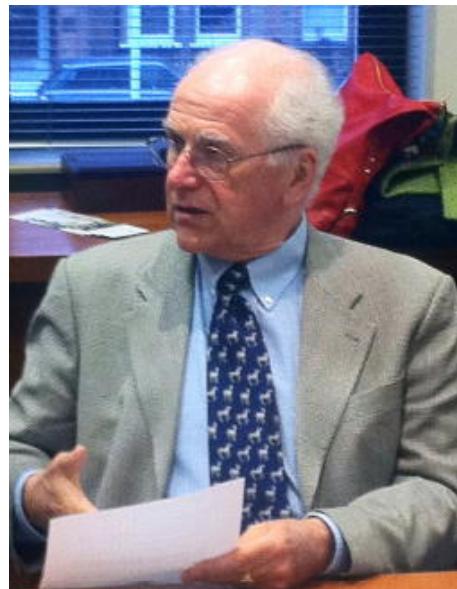
我が国の刑事司法を支えているとの自負をもっている捜査機関は、自らの取調べを優秀だと自称する以前に、同教授の知見に学ぶべきところが多いのではないか。そう思われた会見であった。

【PEACEモデルとは】

(ブル) イギリスでも 1980 年代なかばまでは録音・録画はなされておりませんでしたが、録音・録画がなされていなかった時代でも控訴院が再審を受け入れた場合があります。それは殴ると脅したりするなど高压的な取調べがなされていたことによるものです。

足利事件の資料を読ませていただいた上で、お話をさせていただいているのですが、イギリスでも、1970 年代に警察が不適切なこと、アンフェアなことをして自白を迫っていることがメディアで焦点を当てられました。1984 年に証拠法が成立しまして、全ての被疑者取調べが録音されなければならないことになりました。

録音した結果、警察も後から振り返って、取調べの質を検証することができる訳です。研究の結果分かったのは、かなりの数の人が最初の段階で自白をしているということです。そういうケースは警察が何もしないうちに自白をしているのです。統計上も、何万という件数では最初のほうに自白をしてしまっているのです。



また、録音で分かったことは、ほとんどの時間、取調べ官が話をしているということでした。

警察署長以上のランクの者で組織される ACPO (Association of Chief Police Officers 上級警察官協会) の会議において、警察と政府で合意した見解として、録音でみる限り、取調べの質が悪いという結論に達しました。そのため、全国から 12 人の警察官を呼んで 1 年間かけてトレーニングのプログラムを作りました。この 12 人が決めた一つのことは、取調べの主目的は、被疑者から自白を引き出すことではなく、被疑者から証拠となるものが得られる場合のみ、被疑者から情報を引き出すということです。

控訴院が決定したことですが、無実の人が自白強要される可能性があるので、自白のみでは有罪とされることになりました。それで、自白の重要性が下がったという訳ではないのですが、自白が主要な手がかりということではなくなっています。

グッドジョンソン教授という方が控訴院に呼ばれて、無実の人がどういう心理過程を経て自白に至るのかということについて証言しました。彼自身が警察出身者でしたので、実際に警察の実務と心理学とがどのように交わるのかも興味深い点でした。

PEACE が実務化された背景にあったのは、取調べの主目的がもはや自白を取ることにないということになったからです。

先程述べました 12 人の刑事で構成された委員会で更に考慮されたことは、心理学その他様々な学問の分野を取り入れて、「言いたくないことを口にする」という心理を研究することでした。

まず第一歩として考えたのは、「友人や同僚など相手をよく知っている場合においては、彼らが何かで感情を害していたり揺らいでいたりするのは雰囲気で分かるだろう。ストレスを受けているというのは感じとして分かる訳で、愛人を作っているとか、何か罪を犯してしまったとか色々あるでしょうが、こういう場合に話をしてもらおうと思ったら、友人や同僚に対して、怒鳴ったり脅して口を開いてもらえるかというとそうではないですよね。思いやりのある医者やカウンセラーのように話を進めていくほうが絶対に効果的だ」ということです。菅家さんのケースでも同様のことがいえると思います。

(調査団) PEACE モデルは、なぜ発展していったのですか。

(ブル) PEACE 導入についてですが、1992 年に導入されたときは、全国レベルでの導入の決定でした。

まずトレーニングの最初の対象となったのは、重大犯罪を扱うベテラン警察官でした。それから 10 年くらいかけてイングランドやウェールズの全ての警察官がこのトレーニングを受けた訳です。最近の 10 年は、警察官になつたら自動的に三つのレベルで段階的にトレーニングを受けることになっています。

ご存じのように頭文字の「P」はプランニング、準備ということです。

被疑者の取調べを行う場合には、取調べを始める前に証拠を多く持っているほうがもちろん結果が出ます。再犯の可能性があまり高くないのであれば、すぐに逮捕に踏み切るよりも、証拠を集めてからのほうが良いという考え方になりました。状況が許せば、この「P」、第 1 段階の「P」にできるだけ多くの力をかけるようになったのです。例えば「被疑者が今日どこに行った。」「その日にどこに行った。」という供述をしていても、しかしこちらが真実を知っていてそれを開示していない場合、取調べの最初のほうで無実の人つ

ぽいのか有罪そうか、被疑者には明かさないで自分が持っている証拠から判断する訳です。

2段階目がエンゲージ「E」です。この「E」のステップの主な目的はラポールを構築してコミュニケーションの口を開くことです。

先程の例えに戻りますが、友人の心配事を聞き出したいときは、やはり信頼関係があり、良好な関係をもっていて、糾弾されるとか責められるといった可能性がないという場合にのみ友人は口を開くことができるのではないか？それと似たようなことをやるというのが、この「E」の段階です。

12人の刑事からなる委員会は、仲間の刑事たちに様々な例え話を使って広めていきました。これからお話しする例え話は1993年ころのアイディアで、今同じ例え話を用いるとかなり男女差別だと言われる考え方も交じっていますが、そのことは気にしないでいただければと思います。この例え話は、同僚刑事（警察官にはマッチョな人が多いですから。）を説得するのに有効な話し方だったということです。

「知らない人に初めて会ったとしよう。その人にこちらのやって欲しいことをやらせるにはどうするべきか？やってくれるかどうか分からない相手にもちかけるケースを考える場合、例えば、捜査の途中にバーで女性に会うとしよう。捜査の途中ではあるが、その1人のマッチョの刑事はその女性を説得して自分の思うことをやってもらいたい。女性を口説く場合に、殴った方が効果があるのか、優しくした方が効果があるのか目に見えているだろう。」

被疑者に対しても優しく話した方がよほど効果があるということがピンときた訳です。それは本当に上手く伝わる効果があったのです。

一番大きな段階としては真ん中の「A」、供述を取ることです。

準備とラポールの構築を周到に行った結果、供述を得る良い準備ができたということになります。

心理学などの研究から分かっていることですが、「しゃべろうかな？」と思っている相手からは、自分の言葉でしゃべってもらった方がよほど効果的なのです。また話しが戻りますが、悩みを抱えている友人が、もし少しでも打ち明けようとしている場合には、割って入って邪魔をしたりしないですよね。例えば友人がホテルのバーで女性と知り合って、飲み過ぎたので、ついちょっと強く押し倒してしまったと打ちあけたら、例えば、友人とか弟が女性のことで悩んでいると言ったら、いきなり「名前は何だ？」とは聞かないでしょう。聞きたいことはその都度頭に浮かぶのですが、それを我慢して相手に話してもらうのです。実は、これは刑事にとってすごく難しいことなのです。明日サセックスでもご覧になるでしょうが、その中で顕著なのは、刑事が聞きたいけれども我慢している様子が伺えることです。とにかく1分でも5分でもその人が話したいのを話してもらって待つてから行うのです。

心理学の研究からも、質問といつてもいろいろなやり方があることが分かっています。普通の会話でも誘導質問はたくさんありますよね。「そうですよね？ありますよね？」といった具合に。

菅家さんの資料のなかに、「坂となっているところに置いただろう？置かなかったのか？」という問い合わせがありますが、これも誘導質問です。そのときにもし「Yes」という答えが返ってきたとしても、それが取調べを早く終えたいからなのか、真実だからなのか分

からないのです。この場合オープン・クエスチョンで尋ねるべきなのです。取調べの最初の方はオープンな質問から入っていって、段々とクローズドな質間に移るのが有効です。

質問のやりかたによって取調べの質というものが決まります。普通の会話を考えた場合には、先程「こうだよね？」と持ちかけたときのようによく分かっていただいたと思うのですが、普通の会話というのは、ほとんどクローズドな質問か誘導質問です。普段の会話でオープンな質問があるといえば、皆さんが日本に帰ってから、「どうだった？」と家族から聞かれたりするようなときです。このようなオープンな質問をしたとしても、実は暗黙のルールがありまして、詳細なことを聞いている訳ではないのです。質問者の側からみて、そういう質問で返ってくると思っている答えはというには、せいぜい2分くらいで話してもらえば十分に思っているのであって、1時間もしゃべり続けるということは思つておらず、そのような答えをすれば怒ってしまう訳です。

子どもに対して、「今日、学校どうだった？」と聞いても、その答えはいつも決まって「別に。」というものです。こういった子どもとの会話もそうですが、オープンな質問をするのは、「何か特別なことがあったら教えてね。それ以外は詳細に入らなくていいよ。」ということですよね。

普段の会話でそういうルールに従って会話をしているのですから、取調べの中で「どうした？」と聞かれても、そういうやり方に従って答えているのであって、詳細に答えていない場合であっても、それは相手が警察だからいい加減に答えるという訳ではないのです。

また「A」の最後は、自分の取調べ計画にある、被疑者側にまだ開示していない証拠を開示してチャレンジ・追及する場でもあります。もちろん追及するようなアイテムがあるかどうかは分かりませんが。

締めくくりの段階（C）では、被疑者が話したことのまとめをします。ただ、人間の脳の仕組みでは全て正確にやるというのは非常に困難です。何時間も取調べをしていましたり、複雑なケースであれば、なおのことそうです。録音していれば全部あとで見られる訳ですが、それでも総括の意味は、2人（メインとアシスタントです）が、メインの取調官が間違っていた場合に、2人目が意見してくれることもありますし、場合によっては、被疑者が直してくれこともあります。また、これをきっかけに被疑者がさらに話してくれることもあります。

最後の段階（E）の評価です。

録音がない限り、自分で自分のパフォーマンスを評価するのは非常に難しい訳です。

特に複雑なケースだと取調べに100%集中しており、ときどき止まって「どうかな？」というアセスメントをする余裕はないのです。ですから最後のEの段階においていいましたら、録音というのは取調官が復習するためにあるものです。警官にとって、それが録音の利点といえる訳です。もちろん同僚や同席者にフィードバックを求める事もできます。録音があれば、同僚の取調官に評価を助けてもらえることもできるのです。上司に聞くくともできますが、それは、その上司がちゃんと取調べのやり方を把握している場合にはということになります。

もちろん公判になって録音が再生されることもありますので、ここでも評価がされることになります。

【PEACEモデル導入の影響】

(調査団) PEACE モデルはどのような影響を与えてていますか。

(ブル) 警察の高官と話をしていたのですが、PEACE 導入前（行き渡る前）は、録音を始めていても、まだ虚偽自白によるえん罪がありましたが、PEACE が行き渡ってからはなくなったということです。ですから録音の強みと言いますのは、一旦、全員トレーニングを施すという大変な時期が終われば、裁判所に対しても政府に対しても一般市民に対しても非常に効果があるということを示せるのです。

最近、弁護側から取調べの記録の分析を頼まれましたが、非常によい取調べができるという印象をもちました。だからという訳ではありませんが、その事件は有罪になりました。

25 年前と比べますと、非常にレベルの低い取調べ技術からかなりよいところまでできていることが窺われます。その理由が取調べの可視化と PEACE です。虚偽自白の割合を厳密に語ることは誰にもできませんが、PEACE モデルのもとでは、かなり少ないということはできると思います。大切なのは真実の自白を引き出すことです。

例えば、録音した取調べの中で自白があったとしましょう。それ以外に何もなければどうしてそれが本物の自白だとわかるのでしょうか？ DNA などの証拠から推察できるということなのか？しかし、多くの事件ではそのような科学的証拠がないという場合もあります。ということは、虚偽自白か否かの判断のためには、自白以外にその人が何を言っているかを吟味することです。

PEACE の目的というのは情報獲得にある訳ですから、被疑者が真実を言っているかどうかについての自信がもてるか否かということになります。

PEACE の導入後に囚人から統計を取った研究があります。スウェーデン、カナダ、オーストラリアで被疑者及び囚人に聞きました。3 国とも結果は同じですが、カナダの結果を説明します。

二つ質問がありまして、一つは、自分の取調べがどうだったかということ、もう一つは一般的なケースにおいてもどのようなことが影響して自白に至るのかということを尋ねました。

3 分の 1 ほどは警察にちゃんと扱ってもらえば自白をする用意があるという答えでした。カナダのケースで特に分かったことですが、有罪の答弁をしようとしている人は、人道的に扱えば余計に話し易くなるということです。一番大切な研究の成果というのは、自白しようと思っていたけど止めたというものです。そのきっかけになったのは警察の取扱いによるものでした。

古いモデルとの違いは、実は古いモデルのほうが自白を止めさせる効果があるという点で非生産的であることが分かったのです。

【東署の取調べの評価】

大阪東署のケース（教授には事前に反訳の英訳文を渡していた）ですが、これは世界中で起こっている問題の非常に良い例なので、そこから話をさせてもらいたいと思います。

圧力をかけた、脅した、威嚇したということが目につきました。椅子を蹴るなどの暴行もあったということですね。最後のところでは「嘘つき」とも呼んでいます。これでは自

白しても本当かどうか分かりません。ですから、イギリスだとしたら、公判では絶対に使いません。これががずいぶん前のことなのですか？

(調査団) 違います。ついこの前、今年の9月です。

(ブル) この件が、もしイギリスで起こったのだとしたら、絶対に公判に通らない。20万円かけてもいい。なぜならば、(自白がなされたとしても、) 本当の自白かどうか判断できませんから。

【PEACEモデルの効用】

また、従来のモデルの三つ目の問題としては、常習犯などは、録音がなければ、逆に警察から不合理なことをされたと訴えることができるのです。ですから、この三つの理由から PEACE のほうが良いと判断しています。

私の専門は取調べですが、被疑者取調べと参考人の取調べです。参考人の場合には子どもか障がいをもつ大人、被疑者の場合は複雑なケースで聞かれることが多いです。

内容は、ケースごとで色々ありますが、だいたいは「こういう質問の仕方はどうか？」というものと、「取調べの中身を分析してもらいたい」というものです。

実は、数週間前、私は警視庁から表彰されました。30歳くらいの女性のレイプ被害者のケースなのですが、心身にダメージが非常に大きく、レイプに間違いないと思われるケースだったのですが、レイプの被害者は、男性でも女性でも、被害を受けているときに、レイプ犯に対してではなく他のことを考えるなどして起っていることから逃避することが多いのです。レイプの件はどの件でも難しいのですが、この件で難しかったのは女性が完全に泥酔していたということと、証言(供述)をしたくなかったということです。証言(供述)をしたくないというのは、自分の供述が不確かで、何か事実と違うことを言ってしまったら不利になるのではないかということを恐れたからです。この女性は、自分でも人間の記憶は不確かなものであり、特に30分以上に渡ってレイプされていたときの記憶は信用できないと考えておられました。そこで、非常に短く簡潔に供述するようにした訳です。しかし、警察の方は、(犯人逮捕のために) 詳細な供述が欲しいのです。

まず、私はどういう取調官が適任者かということの選択に関わり、実際に取調べを別室で見ていて、15分ごとに取調官に良かった点、悪かった点を伝えるといった手助けをしました。

短い供述のなかで、彼女が話すことに最初から合意していたのは、絨毯に押し倒されて、鼻が潰れそうなくらい男に顔を押さえつけられたということでした。

私が考えたのは、普通、レイプ犯はそのような行為はしないので、これはその女性がそうされると思ったから記憶に残ってしまったのではないかと考えました。そこで、取調官が出てきたときに、次に入ったときには、手とか指について聞いてもらいたい「指はどんな感じだったか?」「何か匂いがしたか?」等ということを聞いてもらいたいと伝えたのです。そうしたところ、そこから有用な事実がでてきたのです。

結局、聴き取りは4時間くらいに渡って続けられました。レイプ犯は彼女の体内にDNAを残しておりましたが、警察のデータベースにはないものでした。この事件の少し前に起きた事件でも、DNAの証拠はないものの、「犯人はこいつだ」と目星がついていたケースがありました。

今回、訴追側が、その女性から詳細を聞くことができ、その詳細が以前のケースと酷似しているということだったので、この以前のケースで目星がついていた者の DNA サンプルをとってみたところ、両方のケースで犯人だと分かったのです。非常に複雑なケースでした。

【PEACEモデルは真実の自白を引き出すために有効か】

(調査団) PEACE モデルは真実の自白を引き出すことを助けますか。

(ブル) 真犯人から真実の自白を引き出すというのが PEACE モデルの目的です。

犯人が警察を誤導しようとするることはよくあるのですが、これが、「P」計画・準備の段階が活きてくるところです。嘘の話をつらつらとしていても、警察側において証拠を持っていると知らずに話をしているとボロが出来ますから。

例を挙げますと、今日、皆さんにお会いするために、列車に乗ってロンドンへと来たのですが、実は、約束時間の 1 時間前に来ていました。寒いので凍結の問題がおきてはいけないと思ったからです。皆さんは知らないでしょうけど、1 時間前に来てコーヒー屋さんに入っていた訳です。皆さんが警察だとしたら、私が家から出て列車の切符を買った時間は分かるだろうなと思います。ですが、コーヒー屋さんに入ったとまでは分からないだろうと考えます。

だから、嘘をつくとしたら、警察が分からぬるうと思っている点について嘘をつく訳です。警察が知らないだらうと思っているところについて嘘をつくのですから、それを見破るためにには、証拠をできるだけ集めてから、それを知らせずに反応を見るということです。

CSI 等のアメリカ系の TV ドラマを観ていると、アメリカはまだ旧式の取調べ方法を取っているので、取調べもまだ古いやり方です。アメリカ式のドラマで問題となるのは、例えば DNA の証拠などでも早く突き出しすぎるというか、それを突き出してしまってから、自白を迫るという訳です。普通でしたら、そういうふうに早く開示されると「だから?」ということになって、DNA そのものは正確だと思って否定しないでしょうけど、分からぬるうと思ったら、ありとあらゆる言い訳をでっち上げてくることでしょう。それでケースが崩壊してしまう場合もあります。あるいは、余分な検査がかかって時間がかかる場合もあります。だから、早く出しすぎるというのはまずいのです。

被疑者がノーコメントと回答することが続きますと、取調べ官の方では、「ノーコメント」ということでありがとうございます。(質問を) 聞いていらっしゃる証拠ですね。弁護人のアドバイスを聞く権利があなたにはありますから、もちろんそれで良いのですよ。」といいつつ、「ただし、」ということで特別警告を繰り返します。

取調べ官がベテランですと、被疑者がノーコメントから転じるケースもありますし、弁護士から怒られたりしています。その場合には、そんなに何度も中断しないでくれ、それだったら、もう接見室に行ってミーティングをしてくれと言う。ですから、警察も多少はコントロールができるようになりました。しかし、ノーコメントと答えることができる制度である以上、少し減らすことしかできないでしょう。しかし、この PEACE の運用が始まったときは、警察からしてもノーコメントの率が急上昇すると思ったのですが、実際にはそうではなかった。

そもそも PEACE という名前、平和という頭文字にしたのは、この 12 人委員会がこれまでのアプローチとは訣別したと、態度の違いを明らかに表すものです。

PEACE をただの頭文字だと思っているところもあります。数年前に、まだ制度をよく分かっていないブラジルへ行って、こういうシステムがないところへ行って話をしました。リオのベテラン刑事が対象だったのですが、「軽微な犯罪ならば分かるが重大犯罪でこれが通用するのか?」という質問が出されました。

どの国にもノーコメントをする被疑者はいますが、PEACE というのは、話させるように仕向けるためのやり方です。

取調べというのはチェスのような頭脳ゲームです。だんだん詰めていって最後にギブアップさせなければならないのです。しかし、そのやり方がブラジルで行っているような旧式の身体的な圧力ではなくて、頭脳式の圧力をかけるやり方なのです。重大事件では特にその頭脳ゲームが変わるのがですが、重大事件でも軽微な場合でもノーコメントの率自体は変わりません。

コロンボ警部のやり方がまさに PEACE モデルです。穏やかな口ぶりで次々インタビューしていく、情報を組み合わせてクモの巣のように作り上げていき、「最後にもう一つだけ」という質問をするやり方をしており、時代を先取りしていました。

(調査団) 有効な証拠を示すことは取調べで意味のあることですか。

(ブル) 真犯人に自白させるというためには確固たる証拠が最大の武器であるというのはまさにその通りでして、先程ご紹介した被疑者・囚人に対するインタビューの研究でも、やはり証拠が強いと自白に転じやすいという結果でした。

そもそも逮捕されるからには何か理由があるはずです。証拠固めをしてから可能であれば引っ張ってくるということにする訳です。(証拠がほとんど無い状況において) 任意同行のケースもありますが、それは%としては少ないものです。

テロのケースになると、例えば、爆弾を製造しているとされる家へ出入りしているという証拠 (CCTV 等) があったとします。できるだけ証拠固めをしてから捕らえたいけれども、それでは爆弾がセットされてしまうかもしれないというのがジレンマです。例えば有名なケースで「77 事件 (7 月 7 日の爆破事件)」という事件がありまして、その事件が起きる 2 年前から、2 人はどうも怪しいと睨まれていたのですが、十分な証拠がなかつたので、逮捕に踏み切れませんでした。なぜもうちょっと突っ込まなかつたのだということで、今聞き取りがなされている訳なのです。テロの事件が日本でどのくらい報道されているかちょっと分からないのですけれども、有罪となるケースは、取調べの中で言ったことが決め手となって有罪となるケースが非常に多いのです。

(調査団) 真実の自白を引き出す効果的な尋問は、どのようなものですか。

(ブル) 先週 88 歳になった母の例を、一般市民の考え方の例として話したいと思います。母は、重大事件なら滅多に自白しないと思っているのです。ところが、研究では 40% くらいの者が自白すると出ています。裁判での減刑や処遇が良かったりして自白をする人もあります。

それ以外に心理的に自白をする人の話はまだしていません。真犯人の性格に関してのことですが、サイコパス (後悔、改悛を感じない) といわれるような精神に異常をきたした人の性格のケースというのは稀な存在であり、だいたいの場合は、重大事件でも普通の人

がたまたま犯人になったという場合が多いのです。

言い争いになって、「お前なんか黙れ」と言って、先程の例でありましたようにこちらが叩く気はなかったとしても、脅してみたら向こうが本気になりぶつけて亡くなってしまったというように、様々な要素が複雑に絡み合って殺人になったケースが多いですし、また、麻薬密輸といった犯罪でも、やはり人間ですから後悔、悩み、良心の呵責があります。自白する人の大半は良心の呵責から、楽になりたいという気持になり自白するのです。次に「決め手」となるのは、供述のときに分かってもらえるかどうか、どういうふうな取扱いを受けるかということです。重大な殺人事件等を起したときには、同情して欲しいなどとは思っていないとも、自分がどうしてそういうことになってしまったかということについて分かってくれるだろうか、ということが非常に大きな心理的な決め手になります。取調べを実際に聞いた二つの例について話をします。

まず一つ目の例ですが、ガソリンをかけて殺したという容疑に問われた人がいます。彼は、実際に本当に真犯人だったのですけれども、長期の禁固刑が待っている重大な事件であることは本人も分かっていますから「話す気はない」と述べていました。彼は、被害者と知り合いであるということと、衣服にガソリンが付着していたということで疑われた訳ですが、これらの理由というのは、取調べをするには十分なのですが、公判に持ち込むほどの強さの証拠ではありません。

証拠が、ガソリンが付着しているというのもあまり強くない証拠であったのです。というのも、ガソリンのタイプも分析していなかったのですが、最初からドンとやって「お前がやったんだろう。」といったアプローチを取らずに、まずラポールの構築をやりました。サッカーの話などを、「知らなかつたことを教えてくれてありがとう。」と言いつつ、「そろそろ、あなたの友人のジムの話をしたほうがいいよね。」「知り合いなんだね。」という軽く優しく始めました。

「どこで知り合ったの？」「仕事で。」「じゃああまり知らないんだ。」でも、あちこちで飲み歩いているのは知られていますので、本人もマズイと思ったらしく、「いやいや、よく知っている」というふうに言い始めました。それで、そこで間をおいて、それから「じゃあ彼が死んだことをどう思うの？」「悲しい。」別にハッピーと言う訳ありませんから、当たり前の答えなのですけれども、「どの点が一番かなしい？」「君も辛いよね？」というふうに持ちかけたところ、自白しました。

自白の内容が、妻と浮気をしているんじゃないかということで疑っていて、その話で、突き詰めたらあざ笑われたということで、頭にきて、たまたま持っていたガソリンをぶつかれて火を付け、気が付いたらそういうことになっていて、あまりにも早く起ったので自分でもよく分からぬといふうに思いました。供述をしまして、実際に裁判でもこの供述が受け入れられたのです。

ですから、最初から「お前があ！」というアプローチでは絶対に話さなかつたタイプの人だと思いますが、優しい落ち着いたアプローチで自白を得ることができました。

次の件も似ていて、やはり取調べ官が PEACE を徹底的に守って取調べを行った結果上手くいったケースです。

子どもへの虐待のケースだったのですが、この事件は女性の取調べ官が担当しました。

まず、彼の話に傾いてラポールを構築してから、子どもに触ったか触らなかつたのかと

いう話になりました。

結局、子どもに対する虐待を認めたのですが、そういうことする前に子どもに触ってと話し始めていたら、その取調官は非常に落ち着いていて態度を乱さなかつたのです。そうすると被疑者の方が「いやに落ち着いているな。嫌そうじゃない。マイナスのリアクションはしていない。」ということを述べました。取調官は、被疑者の言ったことは聞いていましたが、それはただ聞いているだけだという気持ちでした、本心では、ふつふつと怒りがこみ上げていたんですけども、まだ強力な証拠に至っていないので、黙って大人しく聞いていたということでした。

そのうち、彼は、お菓子をあげて子どもをアパートに入り出させていたということを話し始めました。

先程の例に戻りますが、友人がマズイことをしたときに悩みを打ちあけようかどうか迷っているとき、セラピーとかカウンセラーがよく使う考え方なのですが、タマネギの皮を1枚ずつ剥がしていくというやり方です。この真ん中にある決定的な証拠にたどり着くためには、やはり、優しく剥いていくのがベストであるというのがインストラクター達の考え方です。周りから剥いていくには、どうでもいい話あるいは責めないで関係のない話をポツと投げかけるということです。例えば、子どもへのわいせつだったなら、「学校の側に住んでいてうるさいだろう?」「大変だろう?」「子ども達とときどき話すことあるの?」というふうに持ちかけていきます。そういうことは被疑者も否定しませんから、「うん。」「うん。」と話が進む訳です。それで、「子どもがアパートへ来たがったケースもあったらしいね?」というふうに言います。それは、実際に子どもを無理やりに引き込んだ訳ではなくて、子どもは確かにきていた訳なので、「来たがった」というように子どもを主導にして、「お前が来させたんだろう」とか責めることをしない聞き方で聞きます。決め付けるような聞き方をしないで聞くのです。

それで、その間中、女性の取調官は、嫌だとか気持ち悪いとか酷いといった表情をすることなく、静かな落ち着いた調子で質問を続けました。虐待とかいうことは一言も出さずに、「子ども達が家に来ることがあって、それで、次にどうなったの?」というふうに簡単に聞いたところ、とりあえず容疑の一つは認める供述を始めました。

取調官は、とりあえず一つの容疑を認めてもらったので、PEACE の「C」総括のところに移り、「あなたが言ったことは、こうで、こうで、こうで、それで良いですか?」「他に何か言いたいことはありますか?」というふうに聞いたところ、被疑者は、「ある。」と答え、続けて何を言うかといえば、「俺のことを人間的に聞いてくれたのは、あなたが初めてだ。」と言って、他の3件(同種事案)についても話したいというふうに言い始めました。この3件については、警察は全く知らなかつた訳です。

そして、これが、聞いてくれたからといって虚偽の自白であったかというと、その可能性はまずない。なぜならば、少しずつ剥がしていくうちに、証拠のディテールが一杯詰まっていた訳です。ですから「どうしたの?」「どうしたの?」という簡単な質問で、「その女の子が膝に座ったので。」「膝に座ってそれからどうしたの?」というふうにディテールの詰まつた剥き方をしていたために、虚偽とは疑えないような供述が知らなかつた件についても得ることができたのです。

【PEACEモデルの有効性】

(調査団) PEACE モデルの有効性は証明されていますか。

(ブル) ホルンバーグ氏のスウェーデンでの研究にあるように、50%の人は自白をしているけれども、その処遇との関係、人道的な処遇を受けたかと自白率との関係がまず挙げられます。

デーブ・ウォルシュという人がいます。この人は、25 年間、警察ではなくて、政府の取調べ官として虚偽申告の件数をあたっていました。虚偽申告の場合というのは、政府からお金をかすめとするだけですから、殺人とかレイプには発展しないので、ある意味軽微なものに近いといえるかもしれません。この取調べというのは、彼は最初に取調べ官であって、それからトレーナーになり、その後マネージャーになったということですけれども、実は、この種のケースも警察と同じ法で縛られているために、全部レコーディングを行います。博士号取得も間近なのですが、取調べに関するもので論文を書いています。

この人の発表した論文の中にあるのですが、PEACE に沿えば沿うほど、真実の自白が得られる可能性が高く、PEACE からかけ離れればかけ離れるほど、使えない結果になったとの論述があります。

PEACE モデルと十分な真実供述が得られるかということの関連性に焦点が当てられています。「話すかな？」という感覚が取調べ官の方にもある場合には、PEACE を使った方が断然やり易いのです。

しかし、ごく最近アメリカで出た研究では、そういうことは関係ないとされているものがあります。アメリカではそういう問題はないということだが、何が問題かというと、PEACE のやり方で始めたのだけれども、答えが出ないので、旧来のやり方に戻るというふうに失敗している例があります。

ここでしなければならないことは、同じような被疑者を使って、同じような状況を使って、いろいろなやり方を比較することです。

アメリカでも似たようなことを考えていて、倫理委員会が承認して学生にちょっとした悪さをやらせる。参加した学生全員が同じことをやったのですが、取調べの方法が PEACE (アメリカでは PEACE とは呼ばず、情報収集アプローチという。) だったり、旧式だったりしました。そして、PEACE に沿った取調べを受けた方が本当のことを話す率が高かったです。ただ、これは「悪さをやっていいよ。」といわれて、研究のためにやったことですから、どれだけ適用できるかは分かりません。

学者の見地からすると、一番効果的なのは、国内の地域に分けて、PEACE を導入するところ、しないところに分けて、録音をして 3 ~ 4 年後に記録を検証するという方法です。ただ、まだこれを実施できた国はありません。

何年も前になりますが、ある警察署長との間で起った経験です。

30 年以上前になりますが、政府が、警察に対して、新しい捜査方法があれば資金を出すという取り決めがありました。そのなかの一つで、非常に高価な機械を使って情報の伝達を署内で図るというものがありました(広い警察だと情報の伝達に時間がかかるため)。これについて、政府は数年分の資金援助をすることにしましたが、それは、外部監査が入るのであればという条件付きでした。

当時、大学の心理学部の学部長が、私に対して、これをやってみる気はないかと聞いて

いきました。そして、警察署長が私に話をしにきました。

警察署長からは、「新しいアイディアを検証するために、どういうやり方をしようとしているのか？」ということを逆に質問されました。私は、「いろいろ案はあるけれども、まず、今のやり方を調べなければならない。」と答えました。すると警察署長は、「なぜ今のやり方を調べるんだ？」と聞いてきたので、私は、「比較のためには今の資料が必要です。」と答えました。すると、警察署長は「あ～そうなんだ。」答えました。

そして、3か月間かけて現状評価をして、それから導入した後でまた作業をすることとなりました。

話を終えて、彼が立ち上がるかというときに、「ちょっと待って下さい。6か月間導入しただけではなく、一度止めてみましょう。」と伝えました。そうしたところ、警察署長は、「なんでまた？」と問うてきました。私は、「組織心理学の中では、変化を導入したら、それだけで効果があるように見えることがあるが、新しいことを導入したためとは限らない場合があるので、効果の程を確かめる必要があるから。」と答えたところ、「よくわからぬけど納得したからそのようにやってくれ。」と言われました。

私にとって、警察が新しいやり方を導入したときに、科学的手法を用いて検証したのは、そのときが唯一の経験だけです。

ですから、日本の警察で一地域だけ録画を導入することができないというのは、よく分かれます。ただ、国ごとの記録を比較をしても本当はしようがないんですよね。

【取調べ訓練の必要性とその内容】

(調査団) 日本ではどうすべきでしょうか。

(ブル) まず日本の警察が世界の他の国の警察と似ているならば、訓練にお金をかけていないと思われます。取調べの録音を始めても、取調べが上手い人もいれば、酷い人もいると思います。イングランドもそうだったのですが、大半の人は、ほとんどスキルはないと思います。録音を始めたら、絶対に出てくるのが訓練不足の現状です。ここでどの訓練が良いかといえば、それは PEACE だと、私は思います。

(調査団) PEACE 導入にあたり、先程例に挙げられたようなマッチョな刑事たちは反対しなかったのですか？

(ブル) 大半の人は大丈夫でした。1980 年代に警察官の訓練方法自体がより心理学的知見を取り入れたものになったからです。

(調査団) 訓練をしていても、警察官の資質によって、ばらつきは出ないでしょうか？

(ブル) そのとおり、差が出ます。ですから、5～6段階の能力評価があります。イギリスでは警察官は一番下の段階から始まります。最初 2 年間は警察署に配属されて訓練を受けることになります。これがレベル 1 の能力とされます。

その次（レベル 2）に進むためには、PEACE モデルに焦点をあてた訓練期間を経なければなりません。

レベル 2 のときに取調べ録音の成績が良ければレベル 3 に挑戦できます。重大犯罪、子ども、障がいのある大人に対する取調べはレベル 3 にならないとできません。レベル 3 のトレーニング終了後に実技があります。実技も仕事のなかで精査されます。レベル 3 の段階に達しているのはすごいことといえます。

トレーナーになるためには、レベル 4 が必要です。レベル 3 になってから経験を積み、指導要項を学んでからレベル 4 に進むことができます。

レベル 5 というのは、複雑なケースをすべてコントロールする立場です。明日行かれるサセックスのような普通の規模の警察署には、レベル 5 に達している刑事が 5 ~ 10 人います。ロンドンの警察署だと 20 人くらいいるかもしれません。

数年前にレベル 6 を導入しました。2 ~ 3 の警察にまたがる大規模捜査を指揮するためには、レベル 6 に達していないと駄目なのです。レベル 6 はイングランドとウェールズ全体で 20 人くらいしかおりません。他のを全部クリアしてから上へいく訳で、レベル 5 に達していないとレベル 6 には挑戦できません。レベル 6 になるためには、国立警察センターで 2 日間にわたって選考試験が始まります。そこでロールプレイをやったり、自分の経験について話したりします。試験官（選考官）は 4 人おります。その構成は、国の取調べ委員会のトップ、取調べトレーニングのトップ、優秀なベテラン刑事、学者です。学者の選考官は、私とミルンさん（本の共著者）です。ここでもアカデミアと実地の協力がなされているのです。

資質によって様々ですが、このレベル分けで対応しています。

【可視化の影響】

（調査団）PEACE がフェアだということはよく分かりましたが、日本では取調べの録画をすると自白率が下がるので、代わりにおとり捜査等を導入して下さいといった考えがあります。そういう考え方についてはどう思われますか？

（ブル）レコーディングをした国で自白率が下がった国はありません。イギリスの警察でも、1986 年以前には自白率が下がると言っていましたが、彼らは間違っていました。警察は、旧式のやり方が効果があると思っているのですから、そのように言うでしょう。

（調査団）録画をする中でスキルを上げるのが正しい道なのでしょうか？

（ブル）そのとおりです。イギリスでも録音が始まって 2 年くらいで素晴らしいという意見に変わりました。

（調査団）本当のことを言いたくない被疑者に対して、ラポールの構築以外の方法で、本当のことを言いたくない人に本当のことを話させるような取調べの手法についての研究はあるのでしょうか？

（ブル）実際の取調べの録音を分析して 5 分きざみで見てみました。徐々に自白がなされることが多いのですが、大きなことを自白した瞬間の前に何が起ったかをみてみると、その 5 分、10 分、15 分前には、証拠開示をして追及することが有効であると分かりました。もちろん、これはしゃべってくれている場合でノーコメントの場合は入っていません。ですから、証拠開示のやり方のスキルが大きい影響を与えるということは分かっているのですが、未だその関係は証明されておりません。自白しそうかなというときは証拠の開示がし易くなっているので、その関連性は分からぬのです。

（調査団）ラポール構築のための時間はどのくらいですか？

（ブル）事案によってさまざまですが、平均しても 10 ~ 30 分くらいだと思います。

【人間の仕草とウソとの関係】

(ブル) 国の取調べに対するアドバイザー委員会というのがありますて、そこで嘘を見破る方法があるかを検討しました。自白に関わらず、とにかく嘘を言っているかどうかということなのですが、警察も一般の人も嘘をつく人のパターンを間違えて捉えているのです。

足利事件にも良い例がありました(P.85 参照)。取調べ官が、菅家さんに、「私の目を見て話していないから君は嘘をついているだろう」という趣旨の追及をしていますが、嘘をついているかいないかは、目を見るということでは判断できないということははっきり分かっています。

例えばアメリカの取調べ訓練マニュアルや世界の他の国にもあるでしょうが、ぎこちない行動をすると怪しいというのは間違っています。

アメリカで、嘘をついていると思ったら、膝をつけて近づくよう言われているが、近づいているが故にナーバスになってしまっているのに、それを見て、やはりこいつがやったんだというふうに思い込んでしまうというのは、非常にまずいケースです。ドンと近づく激しいやり方をして、自分のせいでナーバスにさせているのにもかかわらず怪しいとしてしまうのです。

イギリスの警察ではよく言われていることなのですが、被疑者の挙動を手がかりとしないように言われている訳です。ガイドラインとしましては、目に見える挙動に左右されるな、それよりは、不完全かもしれないけれど、言っている内容に集中した方が嘘を見破ることができる可能性が高いのです。そして、被疑者が話をしている時間を長くするためには、やはり PEACE モデルを使うことです。

(調査団) 取調べの可視化がラポールの障害になるという日本の検査機関の主張については?

(ブル) 誤っています。オーストラリアの研究であるのですが、ビデオ録画をされている被疑者にどうか?と質問をしても「全然問題ない」との答えが返ってきています。

(調査団) 1994 年の黙秘の不利益推認規定と PEACE モデルの関係はあるでしょうか?

(ブル) 不利益推認と PEACE の関係はあると思います。PEACE は、話す機会ができるだけ与えるという穏やかなアプローチです。これに対し、アグレッシブに取調べを受ければ、言いたくても言えなかつたという主張が出やすくなります。不利益推認を否定できる機会が PEACE の場合のほうが減ると思います。PEACE によって、取調べ時間は長くなっています。それは確かです。最初の例に戻りますが、ホテルで女性を口説こうとする場合、自分がおいしい結果を得るために、辛抱強くなればならず、時間がかかるものです。

サセックス警察署

2010年11月26日午前9時30分～午後2時

調査団は、警察における実際の取調べについて調査するため、イングランド南西部サセックスカウンティのサセックス警察署を訪問した。ここでは、取調べの録音だけではなく、録画が実施されている。

取調べの録音が開始される前から捜査に携わってきたアンドリュー・グリフィス警視から、イギリスにおける取調べの進化というテーマで説明がなされた。イギリスでも、30年前には日本と同じような取調べがなされていたが、えん罪事件をきっかけに取調べに対する法的規律がなされるとともに、取調べの録音が開始された。これにより、取調べの技術が不十分であることが判明したことから、取調べのモデルとしてPEACEモデルが採用され、これに沿ったトレーニングがなされるようになった。その後も様々な法改正に応じて取調べは進化を続いている。

取調べの目的は正確な情報を収集することである、取調べをなすにあたってはフェアでなければならないといった原則が現場まで浸透していることが分かった。

さらに、同署では、実際の取調べを録画した映像を見る機会を得た。PEACEモデルに沿って、権利告知から、オープンな質問、証拠による弾劾、総括といった一連の取調べが丁寧になされており、正確な供述を得ようとする姿勢が感じられた。

また、プレゼンテーション後、留置施設を見ることができたが、取調室以外もビデオ録画によって可視化されていた。

イギリスにおいてこうした進化を遂げた背景には、警察の現場におけるカルチャー・チェンジに向けた努力があり、その結果、警察の現場では、現在の取調べのやり方や録音が当然かつ有益なものとして受け入れられている。

【取調べの3段階にわたる進化】

(アンドリュー・グリフィス警視) 取調べは、三つの大きな段階を経て進化を遂げてきました。

イングランドとウェールズの警察における取調べは、1970年代、すなわち最初に英国において取調べの問題が表面化したときから大きな変化を遂げてきました。このプレゼンテーションでは、英国における取調べの歴史の様子、進化の様子を説明し、現行法の手続に関しても説明致します。そしてその中では、取調べに関するさまざまな研究の成果をも織り込んでいきたいと思います。

【30年前の取調べの状況】

30年前のイングランドとウェールズの状況は次のようなものでした。取調べに関するトレーニングは全くなく、取調べを規制する法律や規則などもほとんどありませんでした。

裁判官準則というものはありましたが、これは法律というよりもガイドラインとしての地位にとどまっていました。

1983 年当時、ウォークリー (Walkely) という学者が警察官にインタビューを実施しました。これに対する答えは警察官たちの生の声でした。半数の警察官は被疑者を平手打ちすることも有効であるときがあると考えていました。また、半数は手荒い扱いをしても構わないと考えていました。さらに、10 % の警察官は殴りつけることも有効であると答えました。

その当時、取調室は密室でした。ソリシターもおらず、録音も行われていませんでしたから、取調室の中で起きていることを知ることは困難でした。1981 年、王立委員会が、被疑者がどのような扱いを受けているかについて調査を始めました。サセックスではアーヴィング (Irving) という人が取調べを調査しました。その結果、刑事が被疑者に対して「否認しても意味がない」と言ったり、証拠を誇張して見せたり、重大な出来事をさも軽いことであるかのように思わせたりといったことが行われていることが分かりました。例えば大きな乱闘事件が、小さなけんかのように扱われていました。今回、日本の取調べの記録（東署事件）を送っていただきましたが、当時はそれとほとんどそっくりな状況があったのです。

取調室の中に入ることが不可能だった時代におけるアーヴィングの調査は、画期的なものでした。これが実情でしたが、一般の人には知られることなく続いておりました。

【取調べを変えたえん罪事件】

取調べの実態が明るみに出たきっかけは、ギルフォード・フォー事件のようなえん罪事件です。この事件でえん罪であることが分かった人は、テロの爆破事件で 1970 年代に有罪になっていましたが、他の二つのグループのテロリストとされた事件とともにえん罪であったことが分かりました。虚偽の自白、そして威圧的高圧的な取調べが問題となったわけです。

ここで注目されたことは二つでした。一つは、この人が無実の罪で長期間収監されていたということ、そしてもう一つは、真犯人がどこかにまだいるという恐怖が残ったということでした。

この二つが大きなポイントとなりました。この事件はテロ事件でしたが、テロ事件だけではなく普通の事件でも同じようなことがよく行われていることも明らかになりました。裁判官は、警察官の被疑者に対する態度が問題であると述べました。身体的な虐待に限りなく近いひどいことが行われていると述べたのです。

こうして、1980 年代に変化がきました。元警察官のウィリアムソンという人が、このような被疑者の取扱いは、一般の人々の警察官に対する信頼を失わせると指摘したのです。



【取調べの進化の第1段階—PACEの制定】

そして、取調べの進化の第1段階になりますが、立法がなされました。

1981年の王立委員会の結果を受け、1984年に警察及び刑事証拠法（PACE）が制定されました。これにより、被疑者の取扱いについて以前より格段に厳しい規制がなされました。被疑者は知る権利を与えられ、調書の内容を聞いたり読んだりして確認することができるようになりました。また、留置場に連れてこられた際、健康上問題がないかどうか調べてもらう権利も認められましたし、留置期間の上限も定められました。留置期間の上限は96時間ですが、36時間を超える場合には治安判事の許可を得なければなりません。このような規制ができたため、取調室で長時間取調べをしたければ様々な手続を踏むことが必要になったわけです。また、警察はソリシターが取調べに立ち会うことを受け入れるしかないとということになりました。その結果として、取調室の中での警察官の行動が大幅に規制されることになりました。

【取調べの可視化によって判明した取調べの実態】

また、取調べの録音が始まった結果、取調べの研究も可能になりました。ジョン・ボーラードワイン教授が録音を利用して行った研究の結果が1993年に発表されましたが、警察官によって取調べの技術に非常に大きな差があること、警察官に対する取調べのトレーニングがなされておらず、取調べの技術も育っていないということが分かりました。警察官にとっては仕事だから取調べもできるだろうと思われていましたが、間違っていたことが分かりました。例えば、うまくない、プロフェッショナルなやり方をしていない、きちんと聞いていない、有罪を確信してから取調べに臨んでいるといった問題がありました。否認から自白への変化がほとんど起こっていないことも分かりました。取調べの最初から最後までどのような変化があったか追跡調査が行われましたが、600件中被疑者が途中で供述を変えたのは20件であり、そのうちわずか9件だけが取調官の技術による説得に応じて供述を変えたということが分かりました。

また、参考人の取調べについても、当時は録音はされていませんでしたが、コミュニケーション技術が足りない同じようなタイプの警察官が参考人の取調べをやっていたため、似たような問題が起きていると思われていました。アメリカの警察の例では、参考人に対し、短いQ&Aの形で聞いていたり、自由に話させる機会を与えていなかったり、答えを誘導する質問をするなど問題があることが分かっています。どのような出来事があったかということを先に警察官が書き出しておき、これに署名させるというようなことも行われていました。1991年と1992年に二つの論文が発表されましたが、そこでも、参考人の取調べに関しては全く同じ結果が発表されました。警察官が参考人には分かりにくい非常に複雑な言葉を使っていたり、答えを誘導する質問をしていたり、また、取調室の中で電話が鳴ったり、取調べをしながら同時に他の仕事をしていたといったことが分かりました。参考人に対する取扱い方も被疑者に対するものとほとんど変わらないか、それよりも良くないということも分かりました。

【取調べの進化の第2段階—PEACEモデルの導入】

こうしたことが分かったため、取調べの進化は第2段階に踏み出しました。

(取調べのモデルである)「PEACE モデル」が、1992 年に導入されました。これにより、警視正以下の全警察官は、1 週間のトレーニングコースを受けることを義務づけられ、10 万人ほどの警察官がトレーニングを受けました。

PACE が制定されたことにより明らかになったことは、取調べの技術がいかにお粗末であるかということであり、また、取調べ技術は、トレーニングがなければ培えないということでした。そのために 1992 年に「PEACE モデル」のためのプログラムが導入されることになったわけです。警察官全員の履修が義務づけられた結果、えん罪につながるような高圧的威圧的な取調べは、ほとんどなくなりました。これは大きな分かれ目になりました。

「PEACE モデル」の重要なポイントは、このモデルが、取調室の中だけを規制しているのではなく、取調べ前の準備の段階から取調べ後の評価の段階まで全ての段階を含んでいるということです。

最も大切なのは、最初の「P」(Planning and Preparation : 計画と準備) の段階です。取調べがどう進むかということはこの計画の出来次第です。例えば殺人事件の取調べは、窃盗などの軽微なケースとは中身こそ違いますが、根底を流れる原則は同じです。

続いて次の「E」(Engage and Explain : 関わりと教示) の段階です。ここで関わりの前提となるラポールを形成します。ラポールが必要となるのは取調べの中だけではありません。被疑者に対して法的権利を説明する段階だけではなく、手続全体を通じてラポールが必要になります。逮捕されてから留置されている間は、何らかの録画がなされており、取調べ官は、録音・録画されてないときには話をしてはいけないことになっています。このように取調べは厳密にコントロールされています。

最後の「E」(Evaluation : 評価) の段階については、この実施はなかなか大変でした。プロとして自分の業績を正直に評価するというのは難しいことであり、これをさせるまでには非常に時間がかかりました。このような評価をして本人に考えるように促すような技術を持った上官はおりませんでしたし、全体的に技術の向上が必要でした。

【PEACEモデルに対する評価】

「PEACE モデル」全体のアプローチについても評価がなされましたが、新任の経験のない警察官に対するインタビューに基づく評価であったため、評価に欠陥がありました。まだまだ大きな事件を扱う経験豊富な警察官は古いやり方をやっていたのです。そのため、カルチャー・チェンジが必要だということが分かりました。

その後、「PEACE モデル」に対する全体的網羅的な評価がきちんとなされました。結果はあまり芳しくないものでした。もちろんコミュニケーション技術は向上していたのですが、最初の「P (Planning and Preparation)」(準備) の段階の出来は平均的でした。2 段階目の「E (Engage and Explain)」(関わりと教示) の段階については、法的な説明の面は良かったのですが、ラポールを構築するという点で非常にお粗末であることが分かりました。

3 段階目の「A (Account)」(説明) の段階については、コミュニケーションの技術は良かったのですが、矛盾点を突くという追及 (challenge) の部分はお粗末でした。

4 段階目の「C (Closure)」(総括) の段階と 5 段階目の「E (Evaluation)」(評価) の段階もお粗末でした。これが被疑者取調べに対する 2001 年時点での評価でした。

また、参考人に対する取調べについても評価が行われました。参考人に対する取調べは録音されていないため質を向上させるインセンティブが働くが、被疑者に対する取調べよりも質が低いということは、1980年代から分かっていましたが、実際の評価の結果も、参考人に対する取調べの方が質が低いというものでした。そのため、刑事司法サービスを受ける人の中で大切なのは参考人や被害者であるということに考え方を改める必要がありました。質問の仕方の問題点としては、関係のない質問を多くしていたことがあります。また、短い質問を矢継ぎ早にしており、自分がどのようなことを見たかということを自由に話させるということをしていませんでした。また、確認が必要なことを明確にするといったアプローチもとられていませんでした。聴き取ったことを総括する部分もきちんととしておらず、質の低いものでした。また、公判になつたら出席する必要があること、出頭するとどのようなことになるかということについて、ほとんど説明されていませんでした。そのため、公判になった場合に参考人がギブアップし、反対尋問が厳しい場合には、途中で公判に出るのは嫌だと言い出すケースがよく見受けられました。

というわけで、このときの「PEACE モデル」全体の評価から、もちろん被疑者に対する取調べも大切ですが、参考人に対する取調べに手落ちがあったということがよく分かりました。参考人や被害者をできるだけサポートをすることが必要であるということも分かりました。というのも、参考人や被疑者の協力を得て強い証拠を得ることができれば自白もいらないからです。こうして、自白に頼ることをできるだけ減らそうという意味でも、被害者や参考人の取調べは大切なものだと強調されるようになりました。

【取調べの進化の第3段階—PEACEモデルの先へ】

「PEACE モデル」はこのようにどんどん発展しており、今は進化の第3段階に来ております。この進化が終わるということはないでしょう。

次にどのようなことが起こるのか分かりませんが、1990年の後半には、「PEACE モデル」コースだけでは取調べに対するトレーニングとしては足りないと認識されるようになりました。特にテロリストに対する取調べや虐待を受けた子どもに対する取調べを同じように十把一絡げに扱ってはいけない、「PEACE モデル」コースをもう少し崩して適用させる必要があるということに焦点があたられました。法律も変わってきました。

【黙秘権と不利益推認】

1994年には、黙秘権の規定が変わりました。これは議論が多かったところですが、完全な黙秘権から条件付きの黙秘権になったのです。このことが取調べに変化をもたらしました。黙秘に対する不利益推認が認められる場合、被疑者が公判になってから抗弁を申し立てたとき、陪審に対し、取調べ中に言っていたことをなぜ今言うのかということを考慮するよう言うことができるようになりました。しかし、不利益推認を導くためには、取調べの中でそのことについて特定の質問をしておく必要がありますので、取調べの技術も変わってきたのです。

【前科に関する取調べ】

最近の変化は、前科がある被疑者に関するものです。特に、前科があるのに、陪審がそ

れを知らされないままに裁判を受けるのはフェアではないという考えが市民にはありました。それで、警察官は、今では、参考人から被疑者から得るものと同じような情報を得なければならないということになりました。

【取調べのテクニックの変化】

取調べに関する手続が随分と変わってきたため、テクニックの面もそれに追いつこうとして新たなテクニックが開発されてきました。例えば、取調べに関する様々な研究は心理学的な見地からのものであり「PEACE モデル」も心理学の知見に則って作られているわけですが、裁判官や弁護士が、このようなテクニックの応用を問題視するようになりました。このテクニックのために取調べの時間が長くなったり、その結果出てくる情報が変わったりするという指摘があり、これが注目されるようになりました。

また、警察署長レベルの人たちによる国家的な運営グループが設立され、参考人の取調べのテクニックをさらに向上させなければならないといった提言がなされました。

弁護士側に開示する証拠についても、議論されています。また、参考人の取調べなどで証拠がどのように集められているか、取調べの長さがどれくらいか、集められた証拠が公判であまりうまく使われていないのではないかといったことについても話し合われています。この運営グループには、ベテランで優秀な弁護士や心理学者も入っており、幅広い意見が得られるメンバーになっています。ここ 5 年くらいの研究の成果としては、刑事司法の中に脆い点があるということが認識されたことが大きな成果でした。それは、被疑者は、取調べ室の中では、今分かっている以上に弱い立場に置かれているということです。したがって今後 5 年から 10 年の間に、留置施設の中における被疑者の権利をさらに守る動きになると考えられます。

イギリスのシステムでは、最高裁が一つであるため、ロンドンや、レスターなどで起きた事例が全てサセックスに影響を与えます。そこで、何か間違いが一つ起こりますと、イギリス全体に広まってしまうという危機感があつて警戒をしています。

【取調べ7原則について】

取調べの原則について述べます。

これは法律ではありませんが、警察官が自主的に遵守することを約束している原則でして、我々にとっては大切なものです。

第 1 の原則は、「取調べの目的は被害者、参考人及び被疑者から捜査に関する事項について正確で信頼できる情報を得ることである」というものです。相手が被疑者でもあっても参考人であつても被害者であつても同じです。

第 2 の原則は、「取調べ官は、被害者、参考人及び被疑者に対する取調べをなすにあたつては、フェアでなければならない。特に、弱い立場にある人、障がいのある人たちには特に配慮しなければならない」というものです。

第 3 の原則は、「取調べを行うにあたつては、捜査的な考え方をもつて行わなければならぬ。取調べの相手方から得られた説明は、取調べ官が既に知っている情報や合理的に推認できる事実に照らしてテストされなければならない」というものです。

第 4 の原則は、「取調べを行うにあたつては、取調べ官は、捜査の役に立つ証拠を得るた

め、幅広い質問をしなければならない」というものです。

第5の原則は、「取調べ官は、刑事手続における初期の有罪承認の重要性を認識していかなければならない」というものです。

第6の原則は、「取調べ官は、相手が最初にした答えを受け入れなければいけないわけではない。質問することは、それが繰り返しだというだけでアンフェアになるわけではない」というものです。

第7の原則は、「被疑者によって黙秘権が行使された場合でも、取調べ官は質問をする責任を負う」というものです。

ギルトバイアス（有罪を確信している）というものがありますが、それでは取調べがオープンマインドにはなりません。経験の少ない警察官に見られることですが、こちらが知っている事実を突きつけて認めさせることが取調べの目的だと思ってるような人がいます。しかしこれは違います。できるだけ情報を得た上で、手元に証拠があれば矛盾を追及するということが必要なのであって、取調べは意見の交換の場ではないということです。

また、裁判における反対尋問の際に弁護士に適用されるルールは厳しいものですが、取調べではより自由なことができるわけです、法廷とは違っていろんな質問ができるのです。

また、早期に自白をしますと、減刑されることがあります。ですから、自白を軽く見るようになったわけではないのです。

また、1980年代には、警察官が何度も、例えば300回同じ質問をするということも残っていました。そうしたことはもはや許されるわけではありませんが、それでも、証拠があるならば、嘘をついていると思われたり、曖昧な返事をしている時には重ねて質問してもよいわけです。特に若手にとってはこの辺のさじ加減が難しいようです。また他の国の法律とは違い、イギリスでは、黙秘権を行使されている場合にも質問を続ける権利があります。質問する責任があるということになりましたので、被疑者が公判になって言い訳を始めたときには、裁判官が、陪審に対して、もし被告人が無実ならどうして取調べの中でこのことを言わなかったのかということを考慮するようにと言えるわけです。それ程頻繁に起こるわけではありませんが、これも使えます。

以上、概要をお話しましたが、この30年の間に取調べが大きく進化してきたことがお分かりいただけたと思います。そして法律の変化、警察の変化、外部からの圧力の結果ですが、改善点が必要だということが分かっては改善し、取調べにおける効果的なテクニックを使い、模索しているということです。

イングランドとウェールズにおいては、被疑者の録音に対する抵抗はありません。そうなっても大丈夫なように技術の向上を図ってきたからです。録音が導入された当初はもちろん警察官はナーバスでした。懸念もありました。そこで、6年程かけて全体的な訓練を施し、取調べの技術を向上させてきたわけです。日本でも、刑事たちに対して訓練をしなければならないし、費用もかかるでしょうし、時間もかかるでしょう。しかし、こうしたこと全体として警察の捜査方法の向上に繋がったということを述べたいと思います。

【録音による影響】

(調査団) 録音することによって、自白が減ったとか、黙秘が増えたとか、そういうことはなかったのでしょうか。

(グリフィス) 分かりません。

(ティム) いくつかの研究がありますが、変化なしという結果が出ています。しかし、数字というものは、変数的な要素が大きく関わりますし、軽微な事件の自白率と、重大事件の自白率を一緒にされても困ります。

私は訴追局（CPS）で 1988 年から仕事を始めました。最初の年は特に中央刑事裁判所に通って仕事をしていました。そのころは PACE が導入されてすぐのころでしたので、あまり録音は実施されていませんでした。裁判では主に警察の行動に関する証拠に焦点があてられていました。現在では、焦点は、参考人やその他の側面に変わってきています。長年の間に、警察の行動や警察の証拠の集め方などから、実際の証拠そのものにより焦点が当てられるようになりました。自白率については、上がったか下がったか、はつきり記録がありませんし、訴追されている事件とは別の事件で認めたりということもあります。ではつきりとした数字は分かりません。しかし過去数年で有罪答弁率が上がったということはいえます。この数年取調べに関する法律が変わったということはありませんので、やはり証拠の集め方、警察の準備の仕方が向上し、有罪答弁率が上がったのではないかと考えています。

(グリフィス) 数年前までは参考人が公判の途中でギブアップしてしまうというケースが多く、裁判を続けられないことがありました。それがだんだんなくなり、最後までついてきてくれるようになりました。

(ティム) 先ほど裁判の焦点が警察の行動から証人や証拠そのものに変わったと言いましたが、このきっかけとなったのは録音の開始でした。つまり、PACE が導入された後も被疑者の言ったことではなく、警察官がどういう取調べをしたかということが、重大事件の争点のほとんどを占めていたわけですが、録音が開始されたおかげで争点にならなくなりました。録音の役割は非常に大きいといえます。

(調査団) 自白をする被疑者で、最初から自白をしている人、取調べの途中で自白をする人、告発された後に自白する人もしくは有罪答弁する人、このあたりの割合はどうでしょうか。

(グリフィス) これについては私自身が研究しました。重大犯罪に絞って 200 件調べたところ、取調べの最中にストーリーを変える、スタンスを変えるということは非常に珍しく、これは以前の研究結果と同じです。ただし、イングランドとウェールズで考慮しなければならないのは、弁護人のアドバイスを受けられることになっているため、一体誰が影響を及ぼしているのか、弁護人のアドバイスによるのか、それとも取調べのテクニックによるのか分かりにくいことがあります。取調べのトレーニングに関わっているソリシターは、弁護人としても被疑者が途中で話を変えること、特に公判になってから認めるということは非常に困る、弁護のオプションが減ってしまうと言っていました。

捜査方法の変化もあります。DNA データベースは今では大きなものになっていますし、指紋の処理の仕方も大きく向上しており、CCTV もあります。これらのものが使えるようになって質問や矛盾の追及はさらにやりやすくなりました。取調べ官の技術によって供述内容が、非常に馬鹿馬鹿しいものに思われることもあります。自白があるかないかにかかわらず、有罪が確定するケースもたくさんあります。やはり自白に頼るのではなく、有力な証拠を集めるのが取調べの目的だということになります。

【取調べの目的】

(調査団) 被疑者に自白をさせようという取調べのテクニックは使わないということでしょうか。

(グリフィス) そういうテクニックはありませんし使いません。後で見ていただく事例に出てきますが、取調官が、被疑者の供述を馬鹿馬鹿しく聞こえるような、矛盾点が現われるような聞き方で聞いています。人が死んだのですが、被疑者は1回だけ殴っただけと言っていたんですよね、ところが、CCTV によって、非常にハードな頭突きをしていることが分かっていました。分かっているにもかかわらず、自白を誘導するのではなく矛盾点を追及していくこうとしています。

微妙なのですが、取調べの目的として、誰かを説得して何かを言わせる、それを目的として行動するのと、様々な証拠を並べて矛盾点を突いて追及していくのとは違うということですね。

(調査団) レイ・ブル教授の説明では、例えば心理学的な知見として、ジェスチャーや動作、そういったものにあまり重きをおいてはいけないとそういったお話がありましたが、そのような心理的な知見が活かされている技術というものがあれば教えてください。

(グリフィス) 全ての英国で行われている取調べのテクニックというのは心理学的な知見を活用したものです。しかしながら、先ほどお話した国家的な運営グループの中で問題となっているのは、会話の中でラポールを築くことと、証拠を得ることとの間に相入れない部分があるということです。これが今一番新しい非常に生産的な議論がくり返されているところです。裁判官や弁護士との間で、警察は、どちらかというと、心理学的なアプローチは脇に置いて証拠に特化しなければならない、つまり妥協することも必要なのであるということを話し合っているところです。一つ申し上げておきたいことは、実際に公判になりますと、録音・録画が再生されることほとんどないということです。書面で取調べの記録を読んで、サマリーを聞くだけになりますので、そもそも心理学的な要素が裁判の中に出でてくることがあまりないのです。

(調査団) 先程のご説明の中で、取調べの進化の第3段階として、「PEACE モデル」だけでは足りないという説明がありましたが、何が足りないのでしょうか。

(グリフィス) やはりたくさん改善点が見えています。そもそも、この進化には終わりがありません。例えばジェーンさんやショーンさんは毎週殺人事件を担当しておりますが、反省点や学習点があります。また、新しい法律が制定されるかもしれません。今まで大きな二つのステップを越えてきました。一つは、証拠法といった立法があったこと、もう一つは国家規模でトレーニングを実施できたことです。これからさらに問題点が見えてくるはずです。実務的には、実務規範の変更を運営委員会に要請しています。特に、不正防止ネットワークの話ですが、カセットテープは質が悪く使えないで、実務規範EとFの変更を要請しています。しかし、弁護側は、テープが回っているのが見えるし、自分で封をしますし、自分にももらえるので、テープには被疑者が非常に安心する効果があると主張しています。不正防止ネットワークが承認されれば実務的には非常に助かります。私は実はその運営委員会におけるカセットを廃止しようというチームのリーダーですが、要請が通れば、例えばうちのチームから訴追局にメールで取調べの記録を送り、問題があるか

もしれないがこれを見てほしいということができるわけです。DVD を焼いて送ってミーティングルームを押さえるということは必要なくなるわけです。8 年前は、立法府が我々を信用しなかったため、そのような安易なやり方はできなかつたと思いますが、今はチャンスがあると考えています。

【証拠開示との関係】

(調査団) 証拠開示との関係についてお聞きしたいのですが、取調べの前の証拠開示というのは法律的に義務づけられているわけではないと聞いています。そうすると捜査機関は何のためにするのか、どういう戦略ですか、取調べにとってどういう点で有益なのかそのあたりを教えてください。

(ショーン) 当然フェアであるからです。殺人など重大な事件だと特にそうですが、なぜ逮捕されたのか知る権利がある。開示する量によっては、供述を促進したり質問に答えやすくしたりする効果があります。弁護人もアドバイスをきちんとできるようにするには知る必要がありますので、それに対してもフェアでありたいのです。ポーカーのゲームのようなものでして、手のうちを全部は見せないわけですね、でも見せたい部分をチラッと見せて話すやすくなったり、あるいは質問に答えやすくしたり、また見せていないものを使って追及したりします。弁護側も、私たちは引っかけみたいにしてやっているんではないと、全部は見せていないんだと、供述をチェックするために控えていることもあるんだということをよく理解しています。

(ティム) 法律的な観点からしますと、証拠がないのにあるふりをしたりすることはできません。しかし、一部分、段階的な開示をするという手法は法廷でも認められています。全部見せないと受け入れられません。

(調査団) 例えば、こういう証拠がある、あなたが映っているビデオがあるということを言うときに、弁護人はそれを見せてくれと求めることはできるでしょうか。

(グリフィス) CCTV なんかがあった場合に、それを見せろと要求することは弁護士はできません。要求できるのは公判になってからです。ただし、戦略によって、取調べのある時点に見せるということはよくあります。ただ最も効果的な時間を選んでということになります。

(調査団) その証拠開示のタイミングについてトレーニングや研究はなされていますか。

(グリフィス) そういうトレーニングはありますし、それが証拠開示の一番大きな点です。今はハイレベルのトレーニング以外にも、もっと若手の刑事たちのトレーニングにも含まれるようになりました。複雑なケースではいつどのように対処するのかということを何時間にも渡ってディスカッションして、準備計画を立てます。

(ショーン) 現場から付け加えたいことは、開示のタイミングというものが、実際は、供述を得る最大のツールであるということです。

【可視化反対論について】

(調査団) PACE によって録音が始まったことから全国的なトレーニングが始まったと言えるのでしょうか。

(グリフィス) はい、そうです。大きな鍵となりました。細かいことを言いますと、録音

は PACE のもとで導入されましたが、実際の導入には 4 年かかりました。録音が開始される前は、取調べの質問も答えも一言一句書き出すよう指示されており、そのため、取調べが止まってしまうということがでてきました。その時点では、警察の行動に焦点があてられていましたが、録音が始まつてからは取調べの技術、扱い方に大きな焦点があてられるようになったのです。

(調査団) 日本の警察の可視化に対する反対論の大きな理由に、組織犯罪においてボスから命令された子分は、テープ録音されている状況では、記録が完全に残ってしまうためボスの命令だと言えない状態が続く、だから真相を解明できないというのがあるのですが、どうお感じになりますか。

(グリフィス) そういう問題はこちらでもありますが、取調室の中の問題というよりも警察の仕事のやり方全体の問題であると考えています。確かに子分の側にはよくあることですが、録音しながらでもうまくやっています。新しくできた措置ですが、組織犯罪の場合には特にランクの低い犯人を守るために措置というものがでてありますので、録音をしても大丈夫だと考えています。

(調査団) 取調べの最後まで黙秘を貫き続ける被疑者というのは、割合としてはどれぐらいでしょうか。

(ショーン) 私の経験ではほとんどの場合ですね。

(調査団) その結果、裁判では不利益推認が働いたのではないかと判断されるケースはたくさんありますか。

(ティム) 数字を言うのはちょっと難しいですね。しかも陪審員に対して裁判官が不利益推認を考慮できるということを何度も言つたかという統計もないわけです。しかし実際問題として、証拠がどのくらい強いかによります。証拠が十分強い場合に、何ページもわたる黙秘の取調べ記録が出たところで、言われなくとも陪審は判断すると思います。

(調査団) 日本の警察官はラポールを構築するためには取調べの可視化が邪魔だという意見を持っています。恥ずかしいことを言つたりするのだから、カメラが回っているとしゃべりにくいということを言っています。どう思われますか。

(グリフィス) どちらにしても我々は全てを録音します。子どもに対する虐待やいたずらについても取調べするわけですので、それも全て録音して問題ありません。何より彼らは公判になつたらですね、もっと恥ずかしい思いをするわけです。恥ずかしい思いはどちらにしてもするわけで、問題にならないと思います。

(ジェーン) 私は特に子どもに対する虐待や子どもの被害を扱う課にいたのですが、彼らは黙秘するよりも説明することを選ぶことが多いです。虐待について、穏やかに話を聞いていると、話が全て終わった後で、聞いてくれてありがとう、本当に優しくしてくれてありがとうございます。コメントを貰うこともあります。

(グリフィス) 一つ付け加えたいのですが、取調官は、取調べの間、自分の意見や感想を述べたり、悪い良いの判断には言及しません。子どもに対する虐待があったときも、ひどいと言つたり、自分の感情を出したりすることは一切ありません。個人的な意見ですが、今リアリティー TV というものがあります。普通の生活がどんどん撮られていることに臆さない今の人々が、録音されるからといって、恥ずかしくて言えないというのはあり得ないと思います。

(ジェーン) 私の経験から言えば、被疑者よりも被害者の方がよほど何があったか言いにくいのです。

(調査団) 可視化をしても嘘の自白をしてしまう可能性はありますが、それを防ぐために何か考えておられておりますか。あるいは、嘘の自白をした場合に何かそれを見抜く技術があれば教えていただきたいのですが。

(グリフィス) そういうテクニックはあります。グッドジョンソン博士の本の中にそれはあるのですが、嘘の自白をする動機は四つ、一つは取調官の問題ですが、これはトレーニングを施す中で対処していきます。自分の内的な理由で虚偽の自白をする人もいますが、これはトレーニングの中でいかに裏をとるか、鵜呑みにしないで詳細を聞き、信頼できる正確な情報として扱うか、パズルにフィットするか、そういう感じで話を固めていくという方法もあります。トレーニングを施すことによってこれに対処しています。そしてまた誘導尋問もしない、また詳細を取調べの早めの段階でこちらから見せることはしないということによっても予防します。

(ティム) 裏をとるということなんですけども、訴追側としましても、自白のみで、証拠なしで訴追に持ち込むことはしません。

(調査団) 訴追された後の流れについてお伺いしたいのですが、訴追された後に証拠が不十分であると分かって途中で手続を打ち切りにするという場合というのは割合的にはどれくらいあるのでしょうか。

(ティム) 以前は、警察が捜査を終えると告発するかどうかを決められたのですが、今は、重大犯罪は、公訴局の許可がないとできないということになっています。重大犯罪で公訴局がチャージをするケースの中では、昨年は 11 % くらいが途中で手続を打ち切りました。

(調査団) 日本の警察庁の調査では、英国では訴追された人の 20 % が無罪になっており、無罪答弁をした人の 64 % が無罪になっているという資料があるのですが、これは正確でしょうか。

(ティム) 訴追された後に期待していた証拠がうまく集まらなくて、あるいは被害者がやめるといったために公判などに至らなかつたケースが 11 %、その他は大半が有罪答弁をしますので、訴追された人のだいたい 20 % が無罪というのは、その通りだと思います。

(グリフィス) 無罪答弁したうちの 64 % が無罪というのはサセックスではあり得ない数字です。

(ティム) ただ全国的に見るとばらつきが多いので、あり得る数字であるとは思います。

(調査団) サセックスの場合はどういうなんでしょうか。

(ティム) 50 %あたりですね。チャンスは半々ということになります。

(調査団) 50 %が無罪になるのであれば、手続を途中で打ち切るべきだという意見や、チャージを控えるべきという議論というのはないのでしょうか。

(ティム) そういうことは考えません。というのは公判が終わるまでいった段階での 50 %ですから。そしてまた、公訴局が訴追するケースは重大なケースが多いですし、有罪率は 80 %ですから、それについての議論はありません。

(調査団) ちなみに無罪になった場合には、刑事補償というのはあるのでしょうか。

(ティム) 自動的には補償ということにはなりません。ただ裁量的に、無罪なのに収監されていて、そして再審で自由になった場合ですね。これは、中央政府が決めることです。

(調査団) チャージされた後には、被疑者取調べや参考人に対する取調べは続くのでしょうか。

(ティム) 捜査は参考人の取調べを含めて続けられますが、チャージされた後の被疑者に対する取調べをしてもよいということはまず稀です。

【カルチャー・チェンジが必要】

(調査団) 1984 年の PACE の導入、PEACE の導入、捜査の 7 原則の導入を経験されて、捜査や取調べについての考え方を変えたのでしょうか。

(グリフィス) PACE に対して抵抗があったかというと、ありました。特に取調官たちはトレーニングのないところですから不安に思っていたのです。振り返ってみてみれば、あれは始まりとしてはよかったです。『PEACE モデル』に対する抵抗も、もちろんありました。最初のトレーニングは非常に大規模なもので、五月雨式に段階的に広がっていました。それぞれのトレーニングの場所によっては質に差があったので、受け止め方も反応も様々でした。実際のところ、アドバンスのトレーニングを受けるまではよく分からなかったという人が多かったようでした。このアドバンスのトレーニングは自分で志願して受けるもので、ベテランの人が多いのですが、ここで初めて中身が理解できた、考え方方が変わったという人が多いわけです。

技術だけでなく、カルチャー・チェンジも必要でした。5 年前にオランダに行った時のことをお話ししたいと思います。警察官を対象に講演をしまして、それから質疑応答に移ったのですが、最初に彼らから出た発言は、有罪を確信して取り調べることがどれだけ大切かということでした。これに対し、彼らに言ったのは、例を挙げまして、有罪を確信するというのは、2 人以上被疑者がいれば無理であろうと、子どもの虐待で父と母が逮捕されて、じゃあどちらに絞るのかと、どちらでも有りうるというスタンスでいくんじゃないのかと、やはり真実の追及が目的であるべきだということを言いました。

(調査団) 今カルチャーの話が出たのですけど、日本の警察のカルチャーを変えるために何かアドバイスをいただければと思います。

(グリフィス) 簡単です。様々な点がありますが、一つは長期的な目標であると認識することです。問題や抵抗があることを予期して、それを織り込んでから取り掛かることです。それから警察の中でのキー・パーソンを特定し、それらの人たちに必要なサポートを与えて、彼らから同僚に対してメッセージを出してもらうことです。お金はかかります。1984 年に PACE が制定されてから実際にカルチャー・チェンジが起きるまでには 1995 年ころまでかかりました。それは古株が皆いなくなつたからです。10 年はかかると思ってください。しかし、どこかでスタートしなければなりません。1992 年に裁判で無罪になったケースがありました。子どもの殺人事件であり、地元の男性が、取調官に取り調べられて自白をしていましたが裁判では無罪になりました。そのときの警察の反応は、裁判官が間違っているというものでしたが、ウィリアムソンという警察官は、「間違ったのは裁判官ではなく我々だ」と言ったのです。身内にこのように冷静で批判的な目を持って、それを指摘する人物がいるということが非常に大きなきっかけとなりました。裁判所のせい、裁判官のせいにすることはたやすいことですが、自分たちも間違いを起こすのだということを警察が受け止め、受け入れて、公正がなされるためには何がなされるべきかを考えるよ

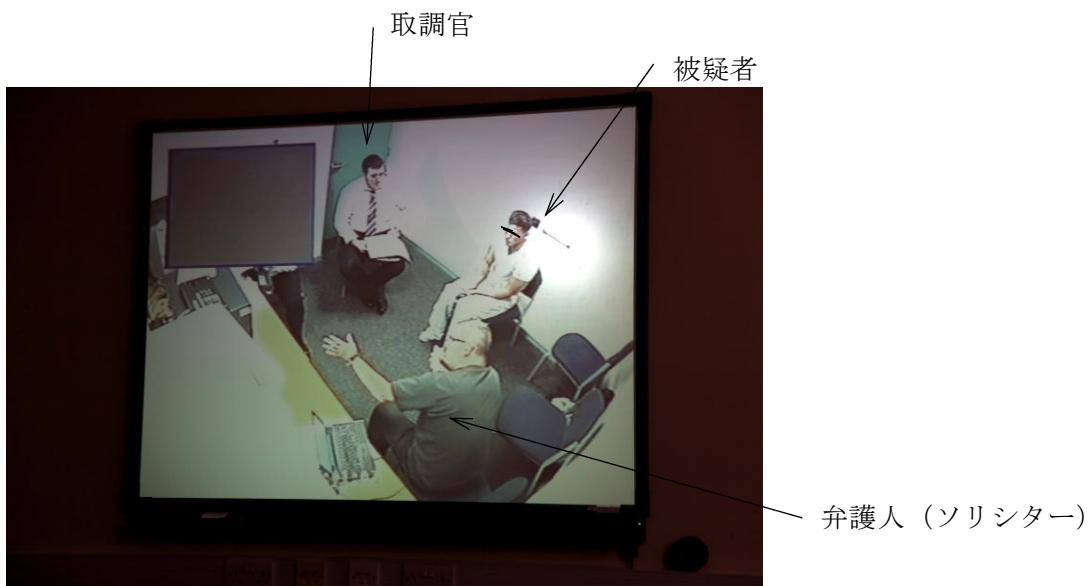
うになることがカルチャー・チェンジであると考えます。

そして現在の新しく入ってきた警察官に聞いていただければすぐに分かることだと思いますが、フェアであること、自分たちの仕事は単に犯罪人を捕まえることではないということをよく認識していることが分かっていただけだと思います。

警察における変化を話してきましたが、それは刑事司法における変化の一部であるということであって、他のものも変わらなければならないということです。

取調べDVD上映（資料3-1P.96参照、3-2P.101参照参照）

↓ 実際の取調べの様子（録画ビデオから）



【カメラのアングルについて】

（調査団）取調べにおけるカメラのアングルについてお尋ねします。どうしてこのようなアングルを選んでいるでしょうか。

（グリフィス）カメラのアングルは証拠を作る目的で決定されているわけではありません。英国における録画のもとの目的は、手続の適正化を図ることにあります。裁判で被疑者の反省の様子を示すために使うのではなく、取調べの様子を示すために使われるのです。そのためビデオでは被疑者を映すとともに、室内の残りの様子も映しています。

（ティム）ビデオを上映するとなると裁判では時間を取りすぎることになります。しかし重大事件では部分的な再生を考慮します。映像の画質はよくはありませんが、被疑者の反応の様子、特に CCTV を見せられての反応はよく分かりますから十分です。

（ジェーン）それに関してですが、私は、女性の子どもに対する虐待事件で、女性とそのボーイフレンドに対して取調べを実施したことがあります。女性の子どもが、頭蓋骨骨折の損傷で病院に運ばれたのですが、長期にわたる虐待が疑われました。子どものけがの中に子どもの目にたばこの火を押し付けて消した痕がありました、その点について質問し

ているとき、彼女は笑っていました。彼女は知らないと言いはりましたが、告発されました。そしてこのビデオを裁判で上映しようと決めたとき、弁護側はギブアップしました。彼女の精神態度が見えて、これはもうだめだと思ったからです。

(グリフィス) 実質的な面を申しますと、これから可視化に取り組まれるのであれば、日本は技術的にすごく進歩していますので、映像をデジタルで録画し、自動的に字幕が出るようにする、どこで止めても、巻き戻しても、映像に合った字幕がでてくる、というようにした方がよいです。今の段階では、これをするために必要な資金は、公共的な施設が出来る範囲を超えてます。しかし長期的に考えれば、これは非常に有効であると思います。というのも、ビデオを編集するのはすごく大変であり、再生される機会は少ないからです。この問題を是非技術的な面でクリアし、数秒でいろんな場所を見せられる、だから使ってくださいと持ちかけたいのです。もしひなさまが可視化を進めたいのであれば、技術的に良いものを使い、再生ができるだけ可能なものになるようにされたらよいかと思います。

(調査団) 取調べをモニターをしている人がいると言っていましたけども、それはどういう立場の人でどういう役割を果たしているのでしょうか。

(グリフィス) 取調べのコーディネーターです。ランクは関係ありません。今回モニタリングしているのはデヴィと言いましてランクは巡査です。その目的は、戦略的に何か欠けているところはないかをモニターすることです。さらに大切なことは、すぐに捜査に役立てるということです。その目的のためにモニターするわけです。アクションをとるスピードが高くなるように、この供述をすぐに参考人のところに持っていて突き合わせということが可能になる訳です。取調べに対するアプローチというものは、全体的な捜査の一部ですから、取調べは、プランと明確な目的を持ってからでなければ始められません。ですからそれが起こった場合にはすぐに捜査に情報を流して行動してもらうことになります。

(調査団) カメラ・アングルの話ですが、研究者の中には被疑者だけが映っている場合と取調べ官も映っている場合とでは、それを見る人、例えば陪審員なり裁判員なりに与える効果が違うのではないかという人もいるようですが、そのような点については検討されていますでしょうか。

(グリフィス) 昨年、指宿（信）教授とその点について話し合ったことがあります、英国ではそれを気にかけたことはありません。英国では、発言以外のジェスチャーなどを有罪の証拠とすることは受け入れられていません。よく一般的に言われている、汗を大量にかく、頭をポリポリかくといった癖やジェスチャーは、後ろめたいといったこととは関係ないという研究があります。

(ティム) ビデオの中で警察官が質問に個人的な意見を述べたり、しょうがないなという仕草をしたりしていると、裁判官はそれを絶対に再生させないというでしょう。警察官の意見や意図というものが、陪審に伝わることは避けたいからです。

【録音・録画の証拠としての利用】

(調査団) 録音の目的は手続の適正を図るところにあるのでしょうかけれども、他方で、裁判では有罪であることを立証する証拠にも使えるようにも聞こえます。その場合に、弁護側が異議を述べたりすることはないのでしょうか。

(グリフィス) 録音の目的は圧力をかける取調べを阻止するためにあるのですから、それ

自体を証拠として使うことはほとんどありません。手続の適正性に関して非常に有力な証拠であり、そのためには裁判で使いたいということになりますが、本来は、裁判で使うために録音しているわけではありません。

(調査団) 有罪のための証拠として使うことはできるのですか。

(ティム) 先ほどの子どもの虐待の例がありましたように被疑者の反応や、態度が、有罪の有力な裏付けになるというのであれば、証拠になることはあります。その場合、まず取調べ官がこのように立証したらよいのではないかと訴追局に提案し、訴追局から裁判で使いたいと申請しますが、最終的には裁判官が、必要性があるとかないとか、フェアといえるかどうかといった判断をします。

(調査団) 非常にレアだということですが、実際に陪審裁判で使われたことはあるのでしょうか。

(ティム) 一つ思い出しますのは、リンクスという人の事件です。自分は宗教的に重要な人物だと思い込んでいた人の事件ですが、奥さんが BBC のマイクアップアーティストだったために全国的に紹介されました。妻が失踪したと彼が警察に届け出ており、取調べでも彼がたくさんしゃべりました。最終的に遺体が発見されたとき、死因が分からず、また夫に結びつけるものは何もなかったのですが、このようなケースで、再生されました。



サセックス警察署の取調室



サセックス警察署の録画・録音機